

令和5年第3回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第1日 9月6日(水曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○同意第13号 板倉町教育委員会委員の任命について	11
○同意第14号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	12
○同意第15号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	12
○報告第4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	13
○承認第6号 専決処分事項の承認について(令和5年度板倉町一般会計補正予算(第4号))	15
○議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	16
○議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	16
○認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	18
○認定第2号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	18
○認定第3号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	18
○認定第4号 令和4年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	18
○認定第5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	18
○請願第1号 町道1330号線の拡幅整備について	20
○散会の宣告	20
散 会 (午前10時22分)	20

第2日 9月7日(木曜日)

○議事日程	2 1
○本日の会議に付した事件	2 1
○出席議員	2 1
○欠席議員	2 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1
○職務のため出席した者の職氏名	2 2
開 議 (午前 9時00分)	2 3
○開議の宣告	2 3
○諸般の報告	2 3
○一般質問	2 3
森田 義昭 議員	2 3
藪之本 佳奈子 議員	3 2
青木 文雄 議員	4 4
○議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	5 2
○議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	5 2
○散会の宣告	5 3
散 会 (午後 0時06分)	5 4

第10日 9月15日(金曜日)

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 5
○出席議員	5 5
○欠席議員	5 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 5
○職務のため出席した者の職氏名	5 6
開 議 (午前 9時00分)	5 7
○開議の宣告	5 7
○諸般の報告	5 7
○議案第26号 工事請負契約の締結について(令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業(防災減災機能等強化事業)小保呂排水機場 排水機場施設整備工事)	5 7
○議案第27号 工事請負契約の締結について(令和5年度道路メンテナンス補助事業 八間樋橋 橋梁撤去工事)	5 8
○認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	5 9

○認定第 2号	令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	59
○認定第 3号	令和4年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	59
○認定第 4号	令和4年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	59
○認定第 5号	令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	59
○請願第 1号	町道1330号線の拡幅整備について	60
○報告	事務事業評価結果について	61
○閉会中の継続調査、審査について		61
○町長挨拶		62
○閉会の宣告		65
閉 会	(午前 9時36分)	65

板倉町告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和5年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月1日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和5年9月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	須 藤	稔	議 員	2 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員
3 番	尾 澤	将 樹	議 員	4 番	青 木	文 雄	議 員
5 番	小 野 田	富 康	議 員	6 番	森 田	義 昭	議 員
7 番	亀 井	伝 吉	議 員	8 番	荒 井	英 世	議 員
9 番	延 山	宗 一	議 員	1 0 番	市 川	初 江	議 員
1 1 番	青 木	秀 夫	議 員	1 2 番	小 林	武 雄	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和5年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月6日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 同意第13号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 4 同意第14号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 同意第15号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6 報告第 4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 7 承認第 6号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第4号））
日程第 8 議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 9 議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第10 認定第 1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第11 認定第 2号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第 3号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第 4号 令和4年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第 5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 請願第 1号 町道1330号線の拡幅整備について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	須藤 稔	議員	2番	藪之本 佳奈子	議員
3番	尾澤 将樹	議員	4番	青木 文雄	議員
5番	小野田 富康	議員	6番	森田 義昭	議員
7番	亀井 伝吉	議員	8番	荒井 英世	議員
9番	延山 宗一	議員	10番	市川 初江	議員
11番	青木 秀夫	議員	12番	小林 武雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原 実 町 長

中	里	重	義	副	町	長				
赤	坂	文	弘	教	育	長				
小	林	桂	樹	総	務	課長				
伊	藤	良	昭	企	画	財	政	課長		
栗	原	正	明	税	務	課長				
佐	山	秀	喜	住	民	環	境	課長		
新	井		智	福	祉	課長				
玉	水	美	由紀	健	康	介	護	課長		
橋	本	貴	弘	産	業	振	興	課長		
塩	田	修	一	都	市	建	設	課長		
石	川	由	利子	会	計	管	理	者		
小	野	寺	雅	明	教	育	委	員	会	長
橋	本	貴	弘	農	業	委	員	会	長	

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事	務	局	長			
小	野	田	裕	庶	務	議	事	係	長	
本	田	明	子	行	政	庶	務	係	長	兼
				議	会	事	務	局	書	記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林武雄議長 ただいまから告示第97号をもって招集されました令和5年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○小林武雄議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありましたので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。ただいま議長から話がありましたように、本日9月定例議会を招集をいたしましたところ、議員各位には猛暑日が続く中、ちょっと変わり目には入ってきていると思っておりますが、いずれにしても元気にご出席をいただいて、ご苦労さまでございます。

まず、世界で最も注目を浴び続けているウクライナ、ロシア情勢であります。1年半にわたる戦いの中、今後のロシアに大きな影響力を持ち、終戦に至る軍事バランスを左右する第一の人物と言われ、クーデター未遂に終わったプリコジン氏の死去により2国間の軍事情勢が大きく変化しつつあると言われております。ウクライナが今までよりさらに優勢になり、分かりませんが、今後その勢いは増すとの予測が大であります。ロシアの国内情勢、さらなるクーデターの可能性、その他の国内の内紛、紛争、そしてロシア同盟国の変化等々、プーチン氏失脚の可能性が最大限に高まっていると言われていているという、そういったニュースが多いわけではありますが、そういったことからロシア政治力学に大きく変化が生じ、これはある意味では解決の方向が一挙に高まる、あるいは現れる可能性が大きく含まれるということでもありますので、大きくこの紛争の影響を受けている世界中、もしくは我が日本も注視する状況にあると言われております。

そのウクライナ、ロシア紛争に連動し、中国、台湾問題、あるいは韓国、北朝鮮問題等、体制、外交姿勢の違いが、我が近隣に幾つも諸国あるわけではありますが、それらも含めた中で、米国も加わった非常時を想定したそれぞれの牽制合戦とでもいいたししょうか、ロケットを打ち上げたり中国が船、軍艦を派遣してそれぞれの国境近くまで、あるいは国境の線を破ってまで挑発をすとか、そういった牽制合戦が過激化しているというふうにも言われておりますし、その時期、ちょうど今の我が国の福島第一原発の処理水の放出問題等も加わりまして、先ほど申し上げました幾つかの体制の違う国々では反日批判がちょうどいい口実ということも含めて、大きくなっているようであります。我が国も化学的分析の下と声を高らかに、非常に世界の同意を、あるいは認識をいただくための努力をさらに高めると言いつつも、国内の漁業者等々については、なかなか理解の得られない風評被害等々の問題もある関係上、関係が非常に模索をしている状況にあるのだろうというふうに思っております。幸いそういう中で、韓国のいわゆる今の政権は、比較的親日性の強い政権が誕生したということも含め、過去何回となく繰り返した解決問題が改めて起こったり、いろんな繰り返しがありましたわけですが、日米間の対中朝安全保障の連携状況については、明るさを増しているというふうに分析されておるようでありまして、我々にとってはそのことは喜ばしい状況であろうというふうに考えております。

一方、全世界的にロシアに対して行った、いわゆる西側の対口経済制裁が、大きな効果はロシアには現しているとは言われておりますが、逆にブーメラン効果として自分たち、いわゆる西側あるいは我が国にも大きくそのいわゆる反動が出ておるということは、既にご承知のとおりであります。全世界に今影響が出ておりました、エネルギーあるいは資源原材料、食料等の流通の変化が全ての物価高騰をもたらしていると言われておりました、中でもいわゆる我が国、少資源国ゆえに最もその中でも大きな影響を受けているというようなことも言われておりました、我が町におきましても、電気料あるいはガソリン等々も含めエネルギーを筆頭として、こんな遠く離れた田舎の我が町であっても大きな影響を受けつつあると。町民あるいは国民全般も全ての何万種類という物価が値上がりをしているということも含め、大きな影響を受けているということで、これからそれに対してどう取り組んでいくかというのが大きな社会問題になっているということをご承知のとおりであります。

反面、ウィズコロナの措置の考え方の変化が最近では広がりがまして、コロナそのものがどの程度の広がりを見せているかというのが非常に端的につかみづらい状況になっておりました、それでも全然ゼロではないという状況は分かっているわけですが、ピーク時に比較いたしまして、コロナの考え方、政策が変わった関係で、行動的あるいは精神的開放状況がいわゆる続いておりました、人の移動の緩和、経済効果に大きなプラスの効果をもたらしておるということで、大きな世界経済にとっては明るい材料として現れているようでもあります。特に日本でも最も激減をした外国人の、特に中国等々を中心とした旅行者の激減が円安の影響、あるいは対コロナ政策の今申し述べている緩和で、以前に三、四年前に戻りつつある中、国民自身の動きも我が町の役場の職員のこの夏場の動向を見ましても、イギリスへ行ってくる、あるいは台湾に4泊5日で行って来るとか、相当私のところへ町外、離町願というのがあるわけですが、そういった傾向を見ましても、非常に国内の国民の動きも3年ぶりに活発化しておるようでありまして、交流あるいは観光、あるいは飲食、その他の物販も日増しににぎわいを取り戻しているようですと、そんな明るい材料も見られるところだろうと言われております。

8月30日から始まった福島第一原発の処理水の海洋放出につきましても、漁民対政治の対立の様相を呈して、中朝の政治的発言も伴いながら、風評被害も注意しながら、国益のための処理水の化学分析を踏まえた放出も真っ向から幾ら説明しても理解をしていただけない状況が現在続いているようでもありますので、近隣諸国とのこうした理論を幾ら述べても判断の基準が違うという、いわゆる体制や外交の違いがこれからどう対処していくのか、我が国のそういった対応に注目とよい結果に終わればよろしいなという期待も併せていたしているところであります。

また、異常気象と言われる猛暑も日数の記録が相当更新をされ、9月に入ってから全国的に気温の高さが続いているようでございますが、何とかこのところの台風絡みでピークを越えようとしている感じはいたします。ここ二、三日、トリプル台風の発生も見られ、昨日、今日あたりちょうど台風13号が、あと二、三日後、本土をうかがいながら北上しておりまして、8日あるいは9日の前半ぐらいにかけて房総沖に達するとの勢いで、発達をしながら現在北上しているところでありまして、ついこの間も片田教授のお話にも出ましたが、海水温度が27度以上でないと台風も発達できないと言われる中、九州沖からちょっと不整形な形で北上している30度ラインが、例年よりまだ相当高いということも含め、その影響、発達をしながらとか発生に影響するとか、いろんな見方ができるそうではありますが、そういったことに注意をしながら必要な対応

をこれからもしていかなければならない。取りあえずは13号がまず直近であるという二、三日後、あるいはあさってあたりかなという感じもいたします。それらも含め、まだまだ一応10月いっぱい台風の発達に我が地域、台風が発達したり発生したりというその動きに対して我が地域の不安状況、関心状況は続くということで、まだ神経戦が、毎年のものでありますが、あと2か月、1か月半ぐらい続くのだろうという感じがいたしております、これから先も何もないことを、練習だけして本番は来ないということが、訓練だけして本番は来ないほうがよろしいということでありますので、そんな形を願いながら、またこれからも訓練を今まで以上に重ねていく必要性も併せて感じるところであります。

国内政治的にはDX化、マイナンバーカードの問題、あるいは先ほど申し上げた冷却水放出の問題、ガソリン、電気、その他全般の物価高騰の問題、これらに伴う国民全体での収入格差の拡大、それは言い換えると賃金は上がっていないという賃金の伸び悩み、相対的には貧困化が進んでいるということも含め、それはイコール国内政治に対する不満、あるいはそれに加わった政治家の私腹を肥やすような不祥事等々、それらがこれからどんどん政局も絡みながら、内閣改造等が議会が終わる頃には実施されるであろうということも含め、国民の不満がそういった解決方法にどういうふうになっていくかということに注視しておるとということも含め、その対応は国民としては見過ごせない状況にあるというふうにも見受けております。

県関係におきましては、ご承知の7月下旬に知事選が行われ、1強2弱と言われた選挙で、盛り上がりにも欠け、投票率も最低を更新したという報道がございました。現職知事のトップ当選で結果的には終わったわけではありますが、我々が2期目に向けての1期目の知事の政策方針を分析いたしますと、町村会ではおおむね一致しているのですが、1期目の4年間は比較的ハード予算が消極的に扱われ、ソフト予算、IT関係とかあるいは観光事業、それから知事の独断で思いつく、いわゆる県庁の改装とか、いろいろな面でその特色を感じまして、一部は我が町としてもハードをもう少し重視をしていただきたいということを知事としっかりと議論をしたときもございました。それらを含めて、今後の2期目に対して一連の知事の発言等々も含め動きを見ますと、利根架橋の着手等も明言をされ、その他のハード事業についても前期、前回の4年間、第1期時より多少柔軟性が加わった報告になっているのかなと、微調整されているやに見受けられます。また、その方向転換を多少僅かですが、そういった姿勢が見えるということの根幹には、財政改革も一定の成果を得たとの知事自身の自信に満ちた言葉もございました関係上、そちらに移りつつあるということで、でも基本は比較的ハードよりもソフトというラインを見受けておりますが、多少のそういう意味では県民、群馬県、いずれも町村部はそれぞれ僻地に、全て県境に張りついているわけでありまして、市部はハードはそんなに騒がずとも市長連合はおっしゃるのかどうか分かりませんが、町村部については、やはりハード、道の整備、橋の整備あるいはその他の公的な開発とかいろいろな面でそういったハードが必要だということで一致を得ておまして、それらの方向に幾分か目を開けつつあるというふうな感じがしているというのが今の述べたくだりでございます。早期に板倉バイパスの完成あるいはニュータウンの完成、あるいは新エネルギー水素住宅用地の着手とか東洋大の撤退の交渉等々も含め全て県が絡んでおまして、町独自には全くできないというような状況にもありますし、加えてこの地、いつも申し述べますし、また先般の片田教授、議員連合での研修会でも出ました。加須あるいは板倉、あるいは境町、坂東市に至る古河も含めた館林、明和、千代田まで含めたこの地域、いわゆる水害、どちらかということ水害の心配が大きいまちでありますので、大きい自治体の集合体でありますので、その解決策の一つとして加須、板倉、利根架橋の建設の問題、陳情と

かいろいろ栃木市との連携も含め、県担当部局と連携し、町関係のそういったいわゆる必要な、重要なハード要素を何としても分かっていたかなくてはならないということで、非常にハードルも高い部分もあるわけではありますが、町関係の令和5年度の予算に沿ってそういったものの推進も積極的に図っているところであるということでもあります。

これまでが、以上が今現在6月から9月、約3か月間の我が町を取り巻く外的環境の推移と私自身は申し上げたような分析をいたしております。

さて、そういうことで本日から令和4年度板倉町の一般会計プラス4特別会計の決算についてご審議等々もお願いをするわけではありますが、詳細は令和4年度主要施策の成果という冊子がこちらへも配付されているはずでありますので、しっかりと御覧をいただいた上での今日からの議会に臨んでおられると思っております、ぜひそういう意味ではよろしくお願いをいたしたいと思っております。

総じて、コロナ3年目、町としての外交、必要な会議、町民との交流、これはイベント等も含み、視察研修、学校の行事、団体の行事、政治的な組織運営等々も含め、人の交流が伴う全ての面に昨年4年は大きく影響を受けたと同じく、大きく影響を受けたという中で、縮小されたりせざるを得なかったり中止が最も多いですし、中には逆にそういった時代の中でリモートとか書面会議、わざわざ現場に行かなくてもできるものは文面を取り交わしてとか、いろんな新しい手法も使いながら、何とか令和4年度も対応してきた実情がございますが、決算的にもその対応の足跡といたしますか、よくよく見てみますとそういったものはしっかりと決算に浮き出ていると思っております。持ち出した新しいIT、リモート、あるいはDX、いろいろそういった新しい分野については予算も相当伸びておりますし、またその逆に人寄せ的事业はことごとく実行できなかったことから、関連経費の不消化という、消化ができなかった、あるいは実行できなかったことによる支出減が散見されたり、逆に国よりのコロナ関連手当事業の執行予算計上が大きく目立った年でもありました。

これは、具体的に言いますと、民生費における燃料物価高騰支援金、衛生面ではコロナワクチン接種関連の費用、農林水産業費では、これも降ひょうもまんざらやはり無関係ではないのです。降ひょう復旧支援費、あるいは商工費では進出企業優遇措置の継続とか職員の協力による揚舟運行事業の再開とか、土木費では旧八間樋橋の撤去開始とか、消防費では当町最大の課題である緊急避難所整備事業等々、土地の取得から工事完了までが、そして周辺の道路整備を現在残しておりますが、それらも完了した年でもあると。教育面では東小体育館屋根及び外壁の工事の設定とか、コロナ対策については、財源としてコロナ対策地方創生臨時交付金の交付を受けて、燃料券や商工会商品券の全世帯配布、農業者福祉事業者医療機関への支援金、中学校体育館のエアコン設置、保育園、小中学校、公民館の扇風機、網戸、更新、そっくりの入替え工事とか、窓口対応の都市計画基本図のデジタル化とか、移住支援等各分野にコロナ対策交付金を利用させて取り組んだという昨年度でございました。

予算額では、ご承知のとおり当初予算額約60億8,000万円が10回の補正、約6億8,000万円を追加し、繰越事業予算も含め68億4,300万円等となりました。それに対して歳入決算は70億6,500万円相当となりまして、歳出決算額63億8,600万円を差し引いた歳入歳出差引き残高は約6億8,000万円弱となりました。最終予算額に対する収入割合は103.2%、3%程度収入が予想より増えたということで、その多くがコロナの国からの臨時交付金等々でもあろうかとも思っておりますが、あと僅かの税収増とかいろいろで、そうした当初より

も3.2%収入が多かった。歳出執行割合は93.3%であります。コロナ関連の補正も含めて10回の補正という、補正が多いということはあまり褒められる状況ではないわけでありまして。当初予算がしっかりと組めれば補正は1回か2回で、特別大変な事業が急にできたと、起こったという、そういった形のときに補正をすればぐらいの考え方も基本にあるわけでありまして、またそういった姿勢で取り組んでもいるわけでありまして、何せありがたいというか、幸か不幸かと言おうか、国から次から次へコロナの対策だ、コロナの対策だ、これやれ、あれやれということでお金が入ってまいった結果、6億円も7億円もの補正をしながら10回の補正ということでありまして、そういう意味では特別な年とも言えるのかなとも思っております。

歳入項目については、令和3年度前々年に比べ、減少項目としては地方交付税、町債、地方特例交付金等がある中、増加項目として繰越金、国庫支出金、県支出金の増により1億8,900万円、約2億円弱の増となりました。なお、町税については法人町民税、固定資産税、たばこ税等は微増を見ましたが、個人町民税については減少の結果となっております。

歳出項目については、総務費が2億円強、農林水産業費が約3,000万円、土木費が8,000万円強、消防費が3億3,000万円強、教育費が3,300万円強の増となり、民生費2億1,000万円強、商工費が4,300万円強、衛生費が1,300万円強、公債費が600万円強の減となりました。歳出総額としては3億9,473万円の増と、そういった途中の経緯をたどり、内容の変化を踏まえて結果的に歳出総額としては3億9,473万円の予想した支出よりも、締めてみたら約4億円ぐらい増になったと。3億9,473万円の増となったということでありまして。

全体として、町債の返済額は徐々に減少いたしております、一部事務組合、館林医療企業団の施設建設と返済負担金は増加傾向にある中、公共施設老朽化修繕対応、先ほど申し上げました教育関係の各小学校の体育館や本校舎の修繕とか、いろいろまだ今後も約七、八年計画で支出を、そういった修繕対応を計画をいたしております、それらも含め物価、燃料、電気料等の高騰、役場全体、公で使うそういった燃料、電気等の高騰、さらには日ごとに必要な事務用品等々も含めたものも、そういった物価も高騰している関係で、それらの支出増要因、さらには令和4年5月の降ひょう被害に象徴する自然災害も年々増加傾向にあり、今年も我が町も多少のひょう被害もあったわけでありまして、それは今その件数と大きさの問題で県との調整中でありまして、前橋等は一律5万円支出したとかしないとかのニュースも報道も流れておるわけでありまして、現在そういった推移を見ながら県と調整し、館林あるいは近隣の自治体の対応もお互いに調整、話し合いをしながらという状況にございまして、対応はまだ未済、済んでいないわけでありまして、対応するののかしないのかということも近いうちに結論が出るのであろうというふうに見込んでおります。そういった自然災害も年々増加傾向にあり、加えて人口減少、少子高齢化による税収の減少や社会保障費の増加は当然のように想定されることに加え、先ほど申し上げました、ほぼ全体的に公共施設の老朽化ももう40年、50年、建て替えが大体役場で五十何年で建て替えというようなこともありましたが、そんな状況に参っておりますので、そういったことを想定すると、より一層気を引き締めての財政運営を行う状況が増しているということを再認識せねばならないなというふうに思っております。

以上、令和5年6月議会から3か月の主な世界、国、県の情勢と町の政治執行状況を述べさせていただきました。決算議会に当たり、令和4年度の主要施策及び決算の概要を併せて述べさせていただいたわけでありまして、また去る8月3日に令和4年度一般会計及び4特別会計について監査をいただいております。会計処理は適正との審査結果はいただいております。さらに、審査委員さんの相対的な意見として人口減少、

高齢化社会を見通した縮小経済の中でのインフラの老朽化の更新、新しい需要の対応のため健全財政を保ちつつ、それはもちろんであります、計画的財政運営に努めることの必要性を説かれておまして、その監査結果はお手元に配付をされておるようでありますので、それらも踏まえ、費用対効果を含め慎重な財政運営と収入増に全力でこれから取り組む必要性を強く認識をしていきたいと、共有していきたいと思っております。それらを含めて最終日までしっかりと、いわゆる議会としての責務を取り組みいただきますようお願いを申し上げ、できれば原案どおりご認識、ご決定いただければありがたいなということで、本日からスタートさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

長い間ありがとうございました。

○諸般の報告

○小林武雄議長 ここで諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、請願1件、陳情1件が提出されております。なお、陳情1件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件3件、報告1件、専決処分事項の承認1件、補正予算議案2件、決算認定5件、請願1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 小野田 富 康 議員

6番 森 田 義 昭 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○小林武雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

延山議会運営委員長。

[延山宗一議会運営委員長登壇]

○延山宗一議会運営委員長 おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告

申し上げます。

本件につきましては、8月21日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期は本日9月6日から15日までの10日間と決定いたしました。

議事日程ですが、本会議初日の本日は、同意第13号から同意第15号について、提案者からの提案理由の説明の後、議案ごとに審議、決定をいたします。次に、報告第4号について、提案者から報告を受けます。次に、承認第6号について、提案者からの提案理由の説明の後、審議、決定をいたします。次に、議案第24号、議案第25号の令和5年度補正予算関係2議案について、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。次に、認定第1号から認定第5号の令和4年度の決算認定5議案について、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会へ付託いたします。最後に、請願第1号について、産業建設生活常任委員会に付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査及び委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。なお、産業建設生活常任委員会においては、併せて付託された請願1件の審査を行います。

2日目の9月7日は、3名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係2議案について委員長から審査結果の報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

3日目の9月8日から、休日を挟み第6日目の11日、第7日目の12日、第8日目の13日の4日間は、予算決算常任委員会を開催し、付託された令和4年度の決算認定の5議案について、各課局ごとに決算審査を行います。なお、審査最終日となる9月13日には、決算全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第9日目の9月14日は、休会をいたします。

最終日となる第10日目の9月15日は、予算決算常任委員会へ付託した令和4年度の決算認定5議案について及び産業建設生活常任委員会へ付託した請願1件について、委員長から審査結果の報告の後、議案ごとに審議決定をいたします。次に、8月23日に予算決算常任委員会で実施した事務事業評価の評価結果について、委員長からの報告を行います。最後に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日6日から15日までの10日間と決定いたしました。

○同意第13号 板倉町教育委員会委員の任命について

○小林武雄議長 日程第3、同意第13号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議題、議事に入らせていただきたいと思います。

同意第13号、皆様方、議員さんの同意をいただきたいというものであります。板倉町教育委員会委員の任命についてであります。

本案につきましては、板倉町教育委員会委員の任にあります小島勝行氏が令和5年10月2日をもって任期満了となりますので、それに伴う後任の人事であります。後任に当たり慎重に審議を行い、人選も併せて行いました結果、氏名、岸本勝行氏、
を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご承知かと思いますが、岸本勝行氏は、教員として奉職して以来、教育に対する情熱や子供たちに対する愛情を持って教職を務め上げ、中学校長等を歴任し、板倉中学校校長等を歴任し、その高い見識と経験に基づいた指導力、行動力を発揮し、その職務を遂行していただけたものと考えた結果でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意をいただくようお願いをいたします。

人事案件でございますので、これだけの説明で十分であろうと思っておりますので、担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いを申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

それでは、同意第13号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第13号は原案のとおり同意することに決しました。

○同意第14号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○同意第15号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○小林武雄議長 日程第4、同意第14号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第5、同意第15号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 教育委員さんの人事につきましては、ありがとうございました。続いて、ご案内のように同意第14号及び15号の2議案は、板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任する2案件でありますので、一括して説明をいたします。

初めに、同意第14号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。本案につき

○小林武雄議長 日程第6、報告第4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 大変ありがとうございました。続いて、報告第4号でございます。これは、法に基づいた決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告しなくてはならないというものに基づいての報告であります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

初めに、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、一般会計における赤字の程度を示す指標であります。本町においては実質赤字でないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、合わせ足し込みということですね。赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標となります。本町においては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%と一応となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標です。本町における実質公債費比率は6.5%です。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は30%となっておりまして、これらを基準に見たときに健全というような判断の範囲に入る6.5%ということでありまして、

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標であります。令和4年度は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回っているわけで、同じく将来負担比率は算定をされないということでありまして、なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準についてはありません。

次に、資金不足比率でございますが、資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標であります。公営企業会計ごとに算定することとなっており、本町では下水道事業特別会計がそれに該当するというようになっておりますが、これも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。これに対する早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%ということでありまして、これを比較してみるときの資金不足比率は、不足でないために算定されないゼロということでありまして、

これらについて、監査委員の審査意見書はお手持ちのとおりでございますので、御覧をいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。改めて、これも報告でございますので、監査も受けておるといことも含めて、改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。

以上でございます。

○小林武雄議長 以上で報告第4号を終わります。

○承認第6号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第4号））

○小林武雄議長 日程第7、承認第6号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第4号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第6号ということになります。専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計の補正予算（第4号））、4回目ということになります。

本件は、令和5年8月4日付にて専決処分を行った令和5年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について承認を求めたいというものであります。専決処分とは何ぞやということは、新人の皆さんにも既にお勉強をいただいていると思いますので、その理由に基づいて処分を行ったということになります。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に281万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億8,049万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に170万円、繰入金に111万円を追加し、歳出につきましては、総務費に170万円、教育費に111万円を追加するものであります。衛生費については、歳出金額の増減はありませんが、内容の組替えを行うものであります。

今回の補正の理由については3点ございます。1つ目は、総務費のものになります。マイナンバーカード取得者がマイナポイントを受け取る期限が9月末となっているため、ポイントの受け取り手続に来庁される方々の増加を当然のことながら見込んでおります。駆け込みの手続増を見込んでおるということであります。その手続を円滑に進めるため、対応者及び必要な機器類について業務委託をするものだというであります。費用については、全額国庫補助金が交付される予定になっているということであります。

2つ目は、衛生費のものですが、9月から新型コロナウイルスのワクチン接種が再度、再び、三度、今回は三度ではなくてさらにまた開始されるため、業務に従事する会計年度任用職員をさらにここで雇いたいと、任用するものであります。ワクチン接種体制確保事業の歳出内容を組み換えて対応するため、歳入歳出額には予算の範囲内で行うということに変更はありません。

続いて、3つ目、教育費関係です。この夏は高温になることが非常に多いため、あるいは多かったため、日中熱中症対策として小中学校に冷水機を設置するものです。費用については、財政調整基金からの繰入れにて対応をいたします。非常に暑かったということで、子供が持ってきた水筒等も飲み切って、冷たい水の補給ができないというような保護者、あるいは学校者の要望に対して冷水機を購入するというものでありますので、これを今年は購入する頃にはもしかすると涼しくなってしまうのかなということはあると思いますが、真夏の本当の絶頂の時期の要望でありましたので、専決としてできるだけ早く準備しようということの理由にて対応したということで、費用については財政調整基金からの繰入れにて対応するというであります。

3点とも9月議会時の補正予算では対応が間に合わないことから、専決処分としたものであります。

以上、ご報告いたしました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いをいたしますが、これらこの3つの内容については、ただいま申し上げましたことがほぼ全容でございますので、同じく改め

て担当課長の予定はしておりませんが、ご質問があれば受け止めさせていただき、対応させていただくということであります。

以上でございます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

それでは、承認第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○8番 荒井英世議員 8番、荒井です。1点だけちょっと質問いたしますけれども、教育費ですけれども、熱中症対策ということで、小学校と中学校に冷水機設置したということですが、例えば小学校が91万円、それから中学校が20万円、これは何台ぐらいこういった場所に設置したのでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 台数としましては、小学校に2台ずつ、場所としましては2階の水のみ場のあるところの端に、2階、3階です。中学校に関しましては、もう既に4台ありますので、一番古くて浄水機能もなかったものを新しいものを設置します。1台です。合計で5台ということで、8月の専決後、発注はしたのですが、お盆を挟んで発注となってしまったため、業者のほうは9月の下旬ぐらいにならないと入らないということになっていまして、まだ設置は済んでいない状況ですが、9月の25日前後には入ってくる予定となっております。

以上です。

○小林武雄議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより承認第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

○議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について

○議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○小林武雄議長 日程第8、議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について及び日程第9、議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 大変ありがとうございました。議案について続いて提案を申し上げたいと思います。

ただいまお話のありましたように、議案第24号及び25号の2議案につきましては、同じく補正予算に関する議案ですので、一括してご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてを説明いたします。

本補正予算につきましては第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,648万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億5,698万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、町税に1億1,785万1,000円、地方交付税に1億6,282万8,000円、国庫支出金に2,006万5,000円、県支出金に12万2,000円、寄附金に1,960万円をそれぞれ追加をさせていただき、繰入金から2億3,548万1,000円、町債から850万円をそれぞれ差し引く減額をするものであります。

歳出につきましては、総務費に2,419万1,000円、民生費に101万5,000円、衛生費に385万円、農林水産業費に57万9,000円、土木費に4,315万円、教育費に370万円をそれぞれ追加をするものであります。また、地方債について、4ページ第2表のとおり減額の補正を行い、地方債の調書も変更するものであります。

以上で令和5年度板倉町一般会計補正予算（第5号）の関係についての説明を終わります。

次に、議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてをご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億2,030万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金に1万5,000円、4款支払基金交付金に117万1,000円、5款県支出金に7,000円をそれぞれ追加し、7款の繰入金から40万円を減額をするものでございます。

歳出につきましては、5款地域支援事業費に4万円、7款諸支出金に75万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、議案第24号及び議案第25号を一括してご説明いたしました。よろしくご審議いただき、ご決定をくださいますようお願いをいたしたいと思っております。

この24、25号議案2議案についても、それぞれが数字のこういった内容について動きがあるということで、収支同額の下、対応いたすということにもなりますので、そういったことで課長の説明は改めて予定はいたしておりません。よろしくお願ひいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第24号及び議案第25号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号及び議案第25号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第3号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第4号 令和4年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○小林武雄議長 日程第10、認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

○栗原 実町長 事前に申入れさせていただきました。代わって副町長から申し上げさせていただきます。

○小林武雄議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、町長の命によりまして、私から認定第1号から第5号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに60億8,200万円でありました。10回の補正予算及び前年度からの繰越事業費を含めた最終予算現額は68億4,324万円となったところでございます。

歳入総額は70億6,560万4,501円でありまして、予算現額に対する収入割合は103.2%でございました。

歳出総額は63億8,611万9,955円でありまして、予算現額に対する執行割合は93.3%でございました。歳入歳出差引残額は6億7,948万4,546円であり、翌年度へ繰り越すべき財源2,796万9,000円を差し引いた実質収支額は6億5,151万5,546円であります。

以上が令和4年度一般会計歳入歳出決算についての説明でございます。

次に、認定第2号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

当初予算は歳入歳出ともに1億9,508万円でありましたが、1回の補正予算を含めた最終予算現額は1億9,705万5,000円となりました。

歳入総額は1億8,805万9,312円でありまして、予算現額に対する収入割合は95.4%でございました。

歳出総額は1億8,534万5,290円でありまして、予算現額に対する執行割合は94.1%でございます。歳入歳出差引残額271万4,022円の繰越しとなりまして、実質収支額も同額となるものでございます。

以上で令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明といたします。

次に、認定第3号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

当初予算額は歳入歳出ともに20億6,408万7,000円でありましたが、1回の補正予算を含めた最終予算現額は20億8,165万6,000円となりました。

歳入総額は19億3,220万9,696円でありまして、予算現額に対する収入割合は92.8%でございます。

歳出総額は18億5,540万4,411円でありまして、予算現額に対する執行割合は89.1%でございます。歳入歳出差引残額7,680万5,285円の繰越しとなりました。実質収支額も同額となるものでございます。

次に、認定第4号 令和4年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。
当初予算額は歳入歳出ともに13億7,176万6,000円でありました。2回の補正予算を含めた最終予算現額は12億8,277万円となっております。

歳入総額は12億7,970万6,093円でありまして、予算現額に対する収入割合は99.8%でありました。
歳出総額は12億3,545万8,551円でありまして、予算現額に対する執行割合は96.3%であります。歳入歳出差引残額4,424万7,542円の繰越しとなったところでございます。実質収支額も同額となっております。
以上で令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

次に、認定第5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。
当初予算額は歳入歳出ともに2億1,206万4,000円でありましたが、2回の補正を含めた最終予算現額は2億1,673万円となっております。

歳入総額は2億3,280万7,699円でありまして、予算現額に対する収入割合は107.4%であります。
歳出総額は1億9,085万1,151円でありまして、予算現額に対する執行割合は88.1%であります。歳入歳出差引残額4,195万6,548円の繰越しとなっております。実質収支額も同額となるものであります。
以上で、令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

なお、各会計における監査委員からの審査意見書は、別添のとおりでございます。

また、各会計における主要施策の成果については別冊のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、認定第1号から認定第5号までを一括してご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

提案理由の説明に関しましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

ただいま議題となっております令和4年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

市川監査委員。

[市川初江監査委員登壇]

○市川初江監査委員 令和4年度決算審査についてご報告を申し上げます。

令和4年度の一般会計及び特別会計の各決算審査については、令和5年8月3日に実施いたしました。この件につきましては、館野監査委員とともに栗原町長にご報告を申し上げます。

それでは、令和4年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、計数の正確性、予算執行状況の適否等を審査したので、その結果をご報告申し上げます。

令和4年度の一般会計及び特別会計の各決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認められます。

総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的がおおむね達成されたものと認めます。

今後は、一部事務組合の返済負担金や施設の老朽化による修繕対応、また物価や燃料費の高騰により工事

費や委託料などの事業費の増加が見込まれます。さらに突発的な自然災害に迅速に対応するため、今後も支出の増加が予想されることから、財政運営についてはより一層気を引き締める必要があります。

これらの状況を十分に認識し、健全な財政運営の堅持に、より一層の努力を期待するものであります。

以上、令和4年度決算審査の審査報告といたします。

○小林武雄議長 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○請願第1号 町道1330号線の拡幅整備について

○小林武雄議長 日程第15、請願第1号 町道1330号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前10時22分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和5年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年9月7日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 3 議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	須藤	稔	議員	2番	藪之本	佳奈子	議員
3番	尾澤	将樹	議員	4番	青木	文雄	議員
5番	小野田	富康	議員	6番	森田	義昭	議員
7番	亀井	伝吉	議員	8番	荒井	英世	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	市川	初江	議員
11番	青木	秀夫	議員	12番	小林	武雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長	
中里	重義	副町	長	
赤坂	文弘	教	育	長
小林	桂樹	総務課	長	
伊藤	良昭	企画財政課	長	
栗原	正明	税務課	長	
佐山	秀喜	住民環境課	長	
新井	智	福祉課	長	
玉水	美由紀	健康介護課	長	
橋本	貴弘	産業振興課	長	
塩田	修一	都市建設課	長	
石川	由利子	会計管理	者	

小野寺	雅	明	教育委員会 事務局 会長
橋本	貴	弘	農業委員会 事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野	剛	史	事務局 長
小野田	裕	之	庶務議事係 長
本田	明	子	行政庶務係 長兼 議事事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問時間は45分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 おはようございます。6番、森田です。本日も通告書に従って質問させていただきます。

8月も終わり、ようやく地球沸騰の時代から解放されつつある今日この頃です。9月に入り一風でも吹けば季節の移ろいも感じられるのかなと思っております。毎年夏は来るのですが、年々暑くなっているような感じを受けているのは、やはり自分の年のせいかなと最近は諦め半分であります。

また、それとは別に、当町におきまして明るいニュースと言ってよろしいでしょうか、小学生による野球大会、県大会優勝と大変立派な功績を残しましたと思っております。これも皆様方の努力のたまものかなと思っております。

では、最初の質問に入らせていただきます。ヤングケアラーですが、事前に当町の担当の方とお話を聞きました。その結果、当町ではヤングケアラーと呼ばれる子供はいないということでしたが、全くのゼロということでした。それはそれで一安心ですが、それでも今日、あした、そのような状況になるかもしれない、それを踏まえて質問をさせていただきたいと思えます。

また、何をもってゼロと言い切れるのかも知りたいと思っております。まずは、ヤングケアラーについて町ではどのように把握をし、また対処しているのか、実態について質問をしていきたいと思えます。とにかくヤングケアラーは家庭の問題であり、いろいろなケースがあります。問題は子供たちの自覚だと思うのですが、どうでしょう。親やおじいちゃん、おばあちゃんの世話をするのは当たり前であって、誰かに相談するようなことでないという気持ちが子供たちにあるのではないのでしょうか。そういった雰囲気が非常に強い。だからなかなか表に出ない、周りの皆さんの認知度の低さにもつながっているのではないかと思っております。これらの問題に対して当町ではどのようなことをなさっているのかお伺いをしたいと思えます。ヤング

ケアラーをどのように見つけているのか、具体的にお聞かせいただければと思っております。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えします。

確かに議員おっしゃるとおり、ヤングケアラーの問題につきましては、家庭事情に介入するデリケートな問題であるほか、本人や家族も自覚していないケースが多いことから、支援が必要な状況であっても表面化しにくく、また発見しづらいものです。こうした傾向を踏まえまして、学校や行政、地域との連携によってヤングケアラーの実態把握に努めているところでございます。とりわけ遅刻が多い、宿題ができていないなどといった子供が本来やるべきことができていないという明確なサインを確認できるのは学校でありまして、ヤングケアラーである可能性に最も気づきやすい場であると認識しております。そのことから、学校では主に3つの取組によって早期発見に努めているところでございます。

第1といたしまして、家庭調査票等によって把握した家庭環境を踏まえ、児童生徒への積極的な声かけによる取組です。幼い弟妹が多い、介護の必要な家族がいる、保護者が仕事等で多忙である、通訳が必要な家族がいるなどといったヤングケアラーの原因となり得る家庭環境にあります児童生徒との日常的な対話を細やかにしております。

次に、第2といたしまして、服装の乱れ、宿題忘れや提出物遅れ、表情や行動等、児童生徒のささいな変化を見逃さない丁寧な観察による取組です。とりわけ連続した欠席や遅刻が増加している場合には保護者との積極的な面談を提案するなど家庭環境の変化の把握にも努めております。

次に、第3番目になりますが、毎月実施しております生活アンケートを活用しまして、児童生徒が1人で悩みを抱え込むことなく周囲を打ち明けることのできる環境づくりによる取組です。このアンケートは、主にいじめの早期発見を目的として行っているものではございますが、家庭のことで困っていることを記入する児童生徒もいることから、ヤングケアラーの早期発見にもつながる手段として捉えております。また、それ以外の対応といたしましても、地域住民の最も身近な立場であります福祉に関わっている立場といたしまして、民生委員児童委員をはじめといたしまして、児童館や放課後児童クラブ、障害福祉、高齢福祉や介護保険分野といった多機関、多職種連携に基づくあらゆる機会を通じての情報収集によりましてヤングケアラーの実態把握に努めております。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 見つからないからといって行政の努力が足りないとは言いませんが、子供たちからすれば、何となく親だったりおじいちゃん、おばあちゃんを世話しているということが恥ずかしい、人には言えないことと思っているのだと思います。本来では、うちの手伝いをする親孝行な子と見るべきなのだろうと、自分たちの子供の頃もそのような親からの教育みたいなのを受けたような覚えもあります。親孝行となれば子供たちの中でも一目も二目も置かれなければならないのかなと思っておりますが、こんなふうに言うとうい人間と大人社会でもそう見られてしまう。返す返すも変な社会の時代になったのかなと思っております。親からすれば、手伝いよりも取りあえず学校のテストの点数、これが一番になってきているのが現代風かなと思っております。それにしても、そういった社会の中において子供たちが自分から発信ができない。

面倒を見ている、そういうことが発信できない。基本的には身内に具合の悪い人がいれば身内で面倒を見る。これは普通のことだと思います。身内の手に負えないとなれば医療へと移行されていくのが流れなわけであり。そこへ行くまでの、例えば誰かが手を貸せば何とかまた医者に行くよりは経済的にも助かる等の理由で、まずは手っ取り早い子供へと想像されるわけですが、家族にしてみたら、家の手伝いを子供にさせてなぜ悪いのかといったような声も聞かれております。この家庭の問題です。自分の家庭の問題です。そうでなくて社会全体の問題として捉えていく、今そういう子供ファースト的な時代なのかなとも思っております。まずは子供たちからサインを出してもらい、サインが出しやすい環境づくりが大切だと思いますが、この辺の取組についてお聞きしたいと思います。子供自ら発信できる環境づくりはどうなっているのか、もしあるようでしたらお聞かせください。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

ヤングケアラーにつきましては、本人や家族に自覚がないケースもあることから、子供たちからのサインというより周囲の大人、学校でいいますと教職員になりますが、理解を深め、日々の観察眼を磨く必要があるというふうに考えています。その上で、児童生徒の小さな変化に気づくために、児童生徒自身が教職員に対して自分のこと、家庭のことを日頃から気軽に話せる雰囲気や信頼関係の構築が不可欠だと考えています。そのため、児童生徒が居心地のよい学級であるかどうかをチェックするQ I Uというアンケート調査を板倉町内全小中学校の4学年以上の児童生徒に年2回実施をしております。この調査は、学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態をアンケートによって測定するものです。教職員による日常の観察はもちろんですが、児童生徒の満足感や学級の居心地を客観的に、また多面的に表すことで児童生徒の理解を補いまして、いじめや不登校等の未然防止に役立てています。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 ここで、昨年度、小中高生らを対象に実施しました実施調査によります数字が県から出ております。世話をしている家族がいると回答した児童生徒は、群馬県内ですが、小学6年生で5.7%、中2で3.7%、高2で2.9%と発表されておりました。自分が言うのも何なんですが、これは氷山の一角だと思っております。あくまでも家庭の問題として子供たちも思っているのかもしれないので、なかなか数字に出てこない。ただ、これが子供たち自身の学生生活、部活の活動や進学、就職等に影響が出るといった場合には、普通の学校の生活ができていないとやはり問題があるのかなと思っても間違いはないと思います。子供たちが自分らしく生活ができない環境、社会現象となりつつあるのかなと思っておりますが、それはもちろん身内の助けをした経験は経験として何よりも得難い、その子供のためにもなろうかと思っておりますが、何らかの手を差し伸べる町の姿勢は必要かと思っております。もちろん1から10までといった話ではなくて、本当に何に困っているのか、何をするのが一番なのか見極めです。適材適所でよろしくお聞きをしたいと思います。

何しろこれ新聞報道にも載っておりましたが、子供たちの7割以上の子は相談経験がないといったような相談場所、窓口を知らないといったことでした。そこで、子供たちはイコール、学校へ行ったわけですから、

やはり学校での役割も重要かと思っております。各先生からの声かけなどは必要かと思っております。学校では取組などを聞ければと思いますが、先ほど教育事務局長が言いましたように、学校の取組は毎月のようにアンケートを取っているといったような話です。何度も言いますが、子供たちはできれば知られたくないのです、家庭のことは。そういう子供たちにどのように寄り添えるのか。子供の近くにいる先生方の声かけなど大変重要かと思っております。7月17日付の上毛新聞でしたが、「県主導でケアラー支援条例などをつくり、具体的な方法を自治体へと対応できるようにと進めていきたい」と書いてありました。そのようなシステム、今9月ですので、県のほうから何かアクションがあったのでしょうか。また、あったとしたら具体的にどのようなことかもお聞きしたいと思います。県が6月1日にヤングケアラーの相談窓口の開設とありました。これまたま時期が6月だったものですから、知事選の真っ最中で、山本知事のリップサービスかなと思っは聞いておりましたが、やはり具体的に当町に何らかの指示があったのかお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

県からの何かしらの指示があったのかということですが、今年度におきまして県からヤングケアラーに関する通知等が幾つか発出されたものがございます。そちらをまず先にご説明させていただきたいと思います。なお、発出先につきましては福祉課宛て、それと教育委員会事務局宛て、それぞれでございますので、まず初めに福祉課宛てに対するものからご説明したいと思います。

福祉課宛てにつきましては、6月になります。先ほど議員おっしゃったヤングケアラーの相談に関するワンストップ相談窓口に関する通知がございました。件名といたしましては、「ヤングケアラー支援コーディネーターによる業務委託について」と称しまして、県児童福祉青少年課から発出されまして、内容といたしますと、ヤングケアラー本人や支援者等からの様々な相談に対応するワンストップ相談窓口を開設したとの情報提供を受けましたので、その通知を基にチラシ掲出であったり、先ほどお話しさせていただきましたが、地域の見守りをしていただいております民生委員児童委員等への配布によりまして情報周知を図っております。

次に、教育委員会や事務局宛てに対して発出されたものになりますが、県義務教育課より3件ほど発出されたものがございます。まず初めに、5月になりますが、「ヤングケアラー支援に向けたツールとの活用について」といたしまして、文部科学省からの情報を基に発出されたものがございます。それを受けまして、教育委員会事務局では管内学校への周知徹底を図ってございます。次いで6月になりますが、「ヤングケアラーの理解促進・早期発見対応に係る啓発資料の周知について」といたしまして発出されておるものでございまして、管内教職員へのリーフレット等を配布することによっての情報周知を図ってございます。最後に、7月には「夏季休業中における児童生徒の指導について」といたしまして、家庭内における役割分担が日常生活や学業に影響しないよう児童生徒の状況把握に努めるための働きかけについて、管内教職員に対応を求めてございます。

以上、県から発出されております通知を基に、それぞれがしかるべき対応を取らせていただいている次第でございます。

また、先ほどお話がありましたヤングケアラー支援ワンストップ相談窓口につきまして若干ご説明をさせていただきますと、議員おっしゃるとおり、設置日は6月1日、利用時間につきましては平日の午前9時から午後5時まで、電話で受け付けるような形になります。こちらが実際にヤングケアラーに該当するか、もしくは悩みを抱えているというお子さんが、やはり家庭状況ですので、人に知られたくない、そういった場合に電話で、直接対面でなくてもお話をすることができるというものになっています。また、電話の内容によっては、こちら県が法人に委託している事業でございまして、ヤングケアラー支援コーディネーターという方が2名配置されております。その電話の内容によっては、コーディネーターの方が訪問であったり面接等での対応も行ってくれるという内容となっております。我々といたしましては、こういったSOSを出せるところが一つでも多くあるのだよという、そういう選択肢をできる限り児童生徒に浸透させるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今、課長の話ですと、福祉課と介護課。

〔教育委員会〕と言う人あり〕

○6番 森田義昭議員 教育委員会。学校の対応としては、毎月アンケートを取るというのは大事なことだと思っておりますが、でもそれに対して学校自体ではその受け皿がないと聞いておりますが、1人とか2人とかもし該当する子供たちが見つかった場合はどうするのか、そこを具体的にお聞かせください。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

〔小野寺雅明教育委員会事務局長登壇〕

○小野寺雅明教育委員会事務局長 もしヤングケアラーが発見された場合ということでお答えをしたいと思います。

その場合は、すぐに各学校の管理職を通しまして教育委員会事務局及び福祉課に報告がございまして、教育委員会事務局では東部教育事務所のスクールソーシャルワーカーへ連絡、相談をしまして、場合によっては県の生活こども部に在籍しますヤングケアラーのコーディネーターを通しまして適切な支援機関との連絡調整を行います。学校では、教育委員会事務局及び専門のスクールソーシャルワーカーの指示を受けまして、学校でできることを話し合うケース会議を開きまして、その後の対応について協議していきたいというふうに考えています。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 教育委員会には受け皿がなくても、他の部署との連携でカバーをしようとなっているのかと思います。先ほど福祉課の課長の話ですと、ワンストップでやるようにと県から来ている。今の局長の話ですとあらゆるところに、3つか4つ今出ましたけれども、そこに相談して、それから行動を起こす。若干その辺も考慮するところもあるのかなと思います。どちらにしましても、身内の面倒を見ていることで子供たちへの影響、これは計り知れないと思います。最後にはいじめなどにもつながっていくのかなと思ったりもしますし、どちらにしましてもこれが当町にはまだいないということでもありますので、それに安心せず、これからも何度となく言いますが、親を助けることが子供たちの美德とされているのは基本的に普遍だ

と思っております。そのことで町長、何か意見があれば伺いたいと思っております。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 非常にそういう意味で難しい時代には入っているのだらうと。家庭が困ったときには一致団結して乗り切ろうとか助けようとかという教育を片やしていながら、またそういう状態の状況が起こったときに、社会全体でどう対応していくかという非常に家庭に不可侵的な部分と、家庭の中にも公というか集団というか学校というか、入っていかなくてはならないと。それで、その受け皿的なものとか、今ある質問をされたようですが、いずれにしても普通であれば、最低昔は50人も1人の先生が担任で見えていたわけです。今その半分の20人やそこらを見ていて、この子がほかの子とちょっと態度がおかしいとか、先ほどいろいろ、それは単なるヤングケアラーの問題だけでなく、いじめの問題とか、あるいは非行につながるような非常に小さい問題を抱えるとかも含め、そういうものを一番身近に見ている先生がいるわけでありまして、今のところそれが正常に起動しているのかどうか分からないけれども、いないということの返事だそうではありますが、いずれにしてもそういった担任の最低限の仕事は、まずそこから始まるのであらうと。それは学校教育、当町も教育長をはじめとして担任がまずは気がつかなくて、担任でない先生が気づくはずもないし、あるいは同級生というか、それは低年齢の学級と高年齢の学級では違うとは思いますが、少なくとも子供同士で、それが小さいいじめに似たような問題で、ちょっとあの子がどうなっているのだらうとか、大きくなればそれなりにクラスの中でいじめに近い状況が起こるとか起こらないとか、何かそれは見分けなくてはならない発信を、その本人が発信したくなくても、全体の中でその差異というか、我々がこうして12名の議員さんを見ると、この議員さんは比較的活発に動くけれどもとか、この議員さんはあまり口数は多くないけれども、それでもしっかりと理解しているとかしていないとか、一応それなりに我々もこうして判断をするわけですから、ましてそれは学校の先生が自分の生徒を預かって担任で、それをまず気づくような形、それに適切なアンテナが張られているかどうか、本人が発信をできないとすれば大きな分岐点になるのであらうと。

そういう意味では非常にデリケートで難しい問題で、しかも当町にはまだ見受けられないという、むしろ私が聞いてみたいのは、それはもしかしたら反問権になるかもしれませんが、森田議員がなぜ、何をつかんでそのヤングケアラーのことをそれほど、だって学校も社会も板倉町では感じないと言っている現状があるについて、一般質問までして取り上げようとしているのか、それは上毛新聞を読んでなのか県の動きなのか、それらも聞いてみたいなというふうな感じはいたしているところであります。もしよろしかったら、この質問をしようとした動機等もあれば、当然あるから質問されていると思うので、そういう意味では聞かせていただければ、もしかしたら改善策により一歩我々のほうも近づけることもあるのではないかということで、問題が起こらないうちに起こることを想定して体制を整えよということは、非常に言うはやすくですが、発祥の仕方、あるいは実態を把握しないと、なかなか対処する体制をつくれないう難しさもあらうと思っておりますので、基本的には先ほど申した担任のいわゆる生徒に対する理解力というか観察力、あとは学校の常々いじめ、その他、生徒がちょっと異変を感じればヤングケアラーでそれがなくても、常に職員会議で話題が出るようなシステムになっているはずだと町長は思っておりますので、そういった意味で、今のところないということについては、それに対してなぜ森田議員が45分かけて、そのうちの何分かかけて、悪いことではないです。というちょっとそういう面に逆説的に興味を湧かせていただいたところでもございます。よろ

しくどうぞ。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これに興味を持ったというか、それはやはり知事選です。山本知事が、公約ではないのですけれども、争点がありませんでしたので、今度の知事選においては。その中で、新たにこういうことをします、ああいうことをします。その中で1番目だったのがヤングケアラーだった。それで、それを調べていくと、子供たちからの発信がしづらい。いじめもそうなのですけれども、子供たちは自分からいじめられていると言えるのはほとんどいないのです。もうそれがまた悪いことだといじめているほうから言われるわけです。ちくるということで。「おめえ言うんじゃねえぞ」なんて言われればそれまでになってしまう。だから、いじめに関してもいつも質問させてもらっておりますが、それをどういうふうにして改善していくのかなど。それは先生なのです。どうしても身近にいる先生。先生が立派に公平に判断できればしめたものなのですが、なかなか自分が見て、何人か先生ともお話ししたことはありますが、歯切れが悪い。言いつらいというのか。それでは子供たちがますます学校に行きたがらない、そういう環境になってしまうのではないかなと思ひまして、ちょっとレベルというかそのあれが、子供たちの目線までは自分も届いてはいないのですけれども、そういう子が一人でもいたらかわいそうだなといったところから今回質問させていただきました。

では、次の質問に移りたいと思います。住民避難訓練についてお伺いをしたいと思います。住民説明会から始まり、ややかなりまめに説明会が開かれたと思っております。他のまちでは類を見ない車での避難かと思いますが、やってみていろんな課題も出てきたのかなと思っております。その辺をお聞きしたいと思います。自分も当日車を走らせました。まずは誘導される方が大変多く、初めて通る道路でしたが、この避難の道というのは、地図も見せてもらって、初めて通った道でしたが、分かりやすく感心しました。いろんな方の協力があって、またその方たちへの意思疎通が徹底されている様子もうかがえたような気がします。避難する場所があり、避難する順路があり、町民は何を持っていくのか等々、説明会やチラシ等で明確に書かれております。あとは台風を待つばかりかと思いました。台風今度は土曜日か何かに来るそうですけれども、いつ台風が来ても大丈夫な板倉町、少し大げさな表現をしましたが、行政の役割としては十分かと思っております。それでも実際はどうか。犠牲者は出ると思います。やはり災害とはパターンが読めないわけです。これはいつも町長が口癖のように言っておりますが、自分の命は自分で守ると。これに尽きるのだろうかと思ひます。自分で守らないで誰が守ってくれるのか。その上で町は何をしてくれるのか。町はやっています。当町の弱いところを洗い出して、町なりに徹底して町独自の方法で、それが高台への避難場所への道の設定に、車には何を詰め込んでいくのかまで町は徹底して町民に発信はしたと思ひます。それでも犠牲者は出るので。

先月の話ですが、議員研修で日本災害情報学会会長片田先生、これは最近ではもう大変有名になりました。やはりお話を聞かせていただきましても、初動の大切さが重要かと感じたのです。それは町の行政に頼るのは全部ではないのだと。全員ではないのだと。まず動ける人はその人、その人の危機感を持って、何が何でも命を助かりたいと強い意思があってこそだということを強く感じました。もちろんそんなことは誰でも分かっているのですが、それが本番にできない人がいるのです。だから練習が必要、訓練が必要、そういうふうには思っておりますが、当町においては水害を自分ごとのように捉えることが必要ではないでしょ

うか。その上で住民避難についてどのように感じたのか、自分は大変満足をしました、これも町長にお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 防災ということで我が町の最大の、もしかすると欠点かもしれないと、1,000年に1度の場合と。100年に1度の場合ではそんなにたまげないという前提で、その上の1,000年に1度の場合ということ国が想定せよと。はっきり言えばそういうことだと思っております。100年に1度は、今現在75年たっておりますが、カスリーン台風以来。あの規模を想定した場合が100年に1度と言われているわけでありまして、そういったことが75年たってもまだカスリーンの再来的なものはあったかもしれませんが、被害は出ていないという当町においての、そういう経過観察の結果として1,000年に1度の水害に備えよという国の考え方であります。それを国の中核にいる片田教授、防災対策の専門家、私も町長就任以来、まだ彼が群馬大学の教授でひょっとこと言ってはなんです、その道の専門家として名が売れ始めた頃に、国土交通省を通じて板倉町の町長として会談を持たせていただき、訪問し、今から15年前、それをこの間の研修会でいみじくもぼろぼろと話をさせていただきましたが、信頼性の高い、あるいは彼の理論的な整理の仕方に対して、私自身も全くそのとおりのような同感をする部分が多かったがために、ずっと彼との関係を、より彼の言うことを信頼し、動くハザードマップとか、いろいろそういった面では約15年に近い形で当町も指導下に置かれてきたということであります。それは、私自身が片田教授の言うことがほぼ正解だろうということを通認識を持ったからであります。

そういったことを含めて、我が町もずっと歩いて、徒歩で避難をするということを前提に、今でも彼自身もそういったことは基本的には持っておりますが、でも先生、そんなこと言っても、極端に言うと1人防災に遭遇しそうなときに、緊急対策として自分の身を守るために、水3リットルとかいろんなものを最低限持ったにしても20キロ、重さにして20キロと言われます。それらをほんの500メートルかそこらで1キロないぐらいなら何とかなるかもしれないけれども、板倉町の場合、ほぼ水没する中で避難所が限られる。しかも、その少数のところへわんさと押しかけたときに、入れなかったらどうするかいろんな問題もいっぱいある中で、徒歩の避難も無理であるというようなことも含め、相談をしながら想定外のことが起こらないということ最大限防ぎながら、車の避難を決定をいたしましたところであります。その大きな理由は、避難所が数が少ないということと、あとは万が一の1,000年に1度の水害で、いわゆる浸水しない場所に避難所をどうしても設けることによってそこへ集中する以外にないという、そういうことが前提になるからでありまして、それらを踏まえて約1年間、総合的なそういった目的を果たすために、各界を代表する30名前後の検討委員会を月1のペースで七、八回行わせていただき、その前段で1年、2年事務方と私どもも含めて、本当にかんかんがくがくの議論をし、その検討委員会にいわゆる案として出せる状況を事前にすり合わせをということで、相当かなり激しく汗をかいた、自らそんなことを言ってはあれなのですが、汗をかいた提案をしながらでのついでこの間の、全ての面において何とかやってみようというところまで至った結果を得たところでの7月9日の防災訓練であったということであります。最終的にはいつも言わせていただいているのですが、この間のその片田教授の中でもメインの話として出てきたのは、いわゆる今までと国も大きく方針を変えていますよ。ですから、自治体も変えなさいよ。それを受ける住民そのものが変えなければ駄目ですよと

いうことをお話をしたその中心は、いわゆる今までは自治体も防災訓練、いろんなものもあるわけですが、町民の財産と命は守るのが自治体の責任、それをもっと大きく言えば国の責任、県の責任という基本方針が大きく変わった。幾らそう口で言ってきたとしても過去50年を振り返って、責任を持っていながら1年間に大きいときには1万人、小さいときには三、四千人、必ず自然災害で死んでいると。亡くなっていると。全国の被災、特に九州方面等々を見たときに、口だけで行政が守るということを言っていていいのかと。実際守れないではないかと。だから、要するに町長や知事やあるいは総理大臣も含め担当大臣も、いざ災害が起こったときに新聞記者に詰め寄られ、その責任を追及され、なおかつ住民までが、いわゆる自治体の責任とすると。どういうふうにも考えても住民のほうを守るために、住民の協力なくしてはならないということをやさんざん、がくがく議論し、いろんな経験を、世界を飛び回って被災地を見た方、見て検討した片田教授がたどり着いたのがそこだということで、自治体だけでは守れないと。やはりその気になってもらわなければ幾らやっても、船頭笛吹けど群集踊らずというようなことになるのであろうというようなことで、そういうことを内閣に進言をし始めたのが四、五年前ということで、それがいよいよ我々のところまで届いてきているということを踏まえ、私もほかの自治体よりも、先ほど申し上げました交流が深いという関係で、そういう議論も肩書を実は相当しております、そういう意味では私もここ何年か、自治体だけでは守れない、皆さんがその気になればということという話はずっとしてきているところであります。そういうことを踏まえて、何としても住民の皆さんが、自分の問題なのに自分の問題と考えない。それは予行演習の参加率を見ると分かるわけです。結局は、ついこの間の参加率も、おおむねざっとよくよく計算して25%です。100人のうち75人は、あれだけ説明してあれだけ時間をかけ、あらゆる人の協力をいただいと。それで予行演習をやってみたのですが、車が予行演習とは想定どおりに人が動いたときに、机上の上でやって大丈夫なはずの問題が、どこに欠点が生まれていくかということのを洗い出すためにやるわけですが、残念ながら、例えば道路を指定し、車の人数、台数もおおむね計算し、それを振り分け、それに対する整理、先ほど受入れ態勢はほぼよかったというありがたい評価をいただいたのですが、受入れ人数は、受入れ側の体制に対して100動いても何とかなるだろうという受入れ態勢をつくったわけですが、25では混乱も起きないし、何にもならない。そうすると何回、25%や30%、40%で参加率がたとえ上がったとて、いざというときにはやはり命が惜しければ100%近くが動くわけですから、そのときにならないと本番が練習のときに経験できないという非常に大きな問題を感じまして、今回またつい最近、担当とそういったものをすり合わせながら、台風シーズン真ただ中でありまして、それこそあさってあたりも来なくてはならない。だから、今日は一般質問が終わればその体制は、あさってに対する対応をしっかりと協議して、今夜中に例えば防災ラジオで心構えを発信するかとか、全てそういう対応をしているわけでありまして、残念でありましたが、この間協力をいただいて計画どおりやれたのですけれども、計画どおりでなかったというのは、肝腎のあれだけ参加してもとという表現と、でもたった5回、各地区に1回の説明会で、あとは防災ラジオ、あるいは広報部が外で、我々とすればこれ以上はできないというところまでやったつもりではありますが、考えてみると周知活動と、あるいはそれを認識する住民の心構えの、いわゆるやはり自治体、町が守ってくれるに決まっていると。万が一のときには、できなかつたらもう一回やればいいのだぐらいな軽く考えている町民が圧倒的に多いという判断の下に、これから参加率をいかにして上げるかが第一の主眼になるだろうと思っておりますし、あとはまさに訓練ですから、いつも言うのですが、こちらで想定した時間にいつの幾日何時にこういうサイレンを

鳴らしますよとあって、それでそれだけなのだから、いざ突然真夜中でも、だって夜試しに鳴らしたら、さらにいわゆる協力度度とか参加率というのは減るのだろうと、下がるのだろうということに鑑みたときに、幾ら備えあっても憂いなしではありますけれども、今の備えでは住民のほう全然鈍感ということに、我がほうから見るとそう見えるわけですが、でも我がほうに反省する点はないのかということ踏まえて一つ一つしようがないので大事にやっていくと。

さらに、一番問題点は、この2年間で、いわゆる1,000年に1度を具体的に車で避難ということを含めた最新の逃避行動を詰めたのですが、2年たつとまた役員体制がそっくり替わってしまうということです。区長さんもまた替わり。そうするとまた1からここまで、本当はここからさらに大きな問題がうんとあるのだけれども、常にここまでここまでやっていたら、防災なんてのはこれ幾らやってもどうにもならないのかななどという、トップの責任ある立場というものを自覚し、それなりにやれることを精いっぱい指揮し、考え、学んで、部下も含めて最大限やっていただいた上での反省として、幾らやってもこれは、だからそれが人間のさがなのかななんて考えるときも正直言ってありますけれども、それを口には出しましたけれども、もう諦めて行動しないということに、指導しないとすれば我々の首が飛ぶと。そんなあなたは要らないということになりますので、真剣にさらに欠点を拾い出して対処していきたいというふうに……えらいしゃべってしまったね。なくなってしまうでしょう。

○小林武雄議長 森田議員に申し上げます。

時間が過ぎましたので、まとめてください。

○6番 森田義昭議員 これこそ町民に聞けば10通りの答えが返ってくるのかなと思っておりませんが、町としては毅然として避難する順路も明確に示し、車に何を詰め込むかも明確になっております。この辺で、あとは本当に自分が助かりたいと思う人は助かる行動をすればいいのではないかなと思っております。これは公所の避難所、五霞町もあるのですよね。会社の近くなので行っていますけれども、何もないですよ。ただ広がっていて、これ土手の上ですから、どうなって避難してくるのかなとか、そこまでは聞いてはいないですけれども、やはりそこまで町としてはやっておりますので、それを広報に頼るか皆さんに周知してもらおうか、それしかないのかなと思っております。

本日も大変ありがとうございました。以上で終わります。

○小林武雄議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

10時より再開いたします。

休 憩 (午前 9時48分)

再 開 (午前10時00分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問時間は60分です。

藪之本議員。

[2番 藪之本佳奈子議員登壇]

○2番 藪之本佳奈子議員 2番、藪之本佳奈子です。よろしくお願いします。一般質問の前に、私ごとではございますが、先月子供たちの夏休みを利用して、子供と一緒に板倉町の文化財を巡ったり、板倉町を探検してきました。子供目線で板倉町を見ると、子供ってすごいのです。例えば避難所、だだっ広くしてあるあの避難所に連れていっても、「すごっ」と言うのです。普通大人目線だと何がすごいとなるのですけれども、「何すごい」と聞くと、「ここでたこ揚げられる」とか「ここでドローン飛ばせる」とかと言って、何もないところに、そこに夢や希望がすぐ持てるのです。それ私すごい改めて感じまして、そういった子供たちの感性ですか、そういったもの、大人ではなくしてはいけないななんて改めて思ったことがございました。そんなことも含めまして一般質問のほうをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、通告書1番、こちらが北小と南小のピアノについて質問させていただきたいと思います。北小と南小学校、既に廃校になっておりますけれども、こちらに体育館のステージとか音楽室にたしかピアノがあったかと思うのですけれども、こちらのピアノ、廃校になって以来、調律とか管理等どのようにされているのかなと思ひまして質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それではまず、現状についてからお答えをさせていただきます。

旧北小学校には校舎の3階の音楽室、こちらにグランドピアノが1台、体育館にアップライトのピアノが1台、計2台ございます。旧南小学校におきましては、やはり校舎の3階の音楽室、こちらにグランドピアノが1台、体育館にやはりグランドピアノが1台、また校舎の1階にホットルームというのがございましたが、そちらにアップライトピアノが1台、合計3台ですので、旧北小学校、南小学校合わせて5台のピアノがございます。令和2年4月、この2校廃校以降につきましては、調律等特段の管理は行っていない状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。数年たっておりますけれども、調律とか点検というものを1年でもしないと、やはり使っていたものが使わなくなると劣化がすごく早いのです。すごくもったいないと思うのです。例えばおうちでも住まなくなったら一瞬でぼうぼうになるではないですか。あれと同じで、ピアノも触らなくなると、保管しているつもりでもすごい劣化のスピードが速くなってしまっていて、もう大変すごいもったいないなという思いがありまして質問させていただきました。そんな点も含めまして、今後の活用、そういったものについてどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 今後の活用についてのご質問です。小学校の再編の当時でございますけれども、北小学校、南小学校の備品等につきまして、そのほかの小中学校、また各保育園、公民館等々に使用の希望を確認した経緯がございます。北小学校の体育館にグランドピアノが当時やはりございましたけれども、北

小の体育館のグランドピアノを東小の体育館に移動した経緯がございます。東小の体育館にはアップライトのピアノがありましたけれども、そちらのアップライトのピアノを板倉保育園のほうに移動した経緯がございます。その後につきましては、不要ということで業者への売却、また町民の方々を対象にした競売等についても検討した経緯がございますが、処分の決定については、決定にはまだ至っていないという状況でございます。現在、再度の利用希望、使用希望について確認をしておりませんので、まずは町内各施設、そのピアノの状態につきましては、専門家の意見を参考に、ちょっと再確認をしたいというふうに考えてございます。その後、入替え等についても検討いたしまして、最終的に残ったものについては売却等の処分を検討したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。そうですね、このグランドピアノとか普通のアップライトピアノは、実際購入しようと思うと、例えばどんなに古くてもウン十万円とか100万円、200万円とするすごく高価なものですので、それが眠っているわけですから、もうこれはぜひ活用すべきだと思います。やはり公共施設、先ほども確認して、今後ももう一回確認するとおっしゃっていたのですが、私の中でもやはり西小学校のプレイルームにありますみんなが弾くようなピアノ、あれボランティアのお母さんたちもたまに使うのですが、音が出なかったりとか、あとはわたらせ自然館にありますピアノですか、実際使おうと思ってコンサートやろうと思ったら、当日弦が切れてしまったとか、かなりそういった情報も来ていますので、もう一度把握してもらって、やはり今眠っているピアノよりも、ちょっと著しくどうなのだろうというものがありましたらば、そこはぜひ交換して、どんどん使うべきだと思います。

それと、もう一つ、今、板倉町に誰もが気軽に弾けるピアノ、よく言うまちピアノ、ストリートピアノとかいうのですが、そういったものが欲しいな、あったらいいよなんていう声も多々聞きますので、ぜひグランドピアノがもし活用する予定がないのであれば、こういうのも使う一つの手かなと私は思っております。例えばその駅に置いてもいいし、板倉町の庁舎に置いてもいいし、やはり皆さんがみんなが使えるもの、そういったものに一つ活用するのもありだと私は思っております。そこで、やはり情報が共有されたりとか、皆さんの横つながりというのがすごくできるので、余っている、在庫として眠らせているのだったらそういうところにも活用すべきかなと思いますので、ぜひそこは検討していただくべきところではないのかなと思っております。そこはいかがでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 テレビですとか新聞報道で、各地でストリートピアノというような情報については、耳にしたり目にしたりはしてございますが、そのストリートピアノでの活用につきましては、同時に設置に伴う事故またけが、また騒音等の管理上の課題が非常に大きいのではないかと考えているところです。過日、板倉東洋大前駅のほうに、ちょっとストリートピアノについて相談した経緯がございますが、現状、駅の職員が1人の体制だということで、駅長も在駐しないと。今の栃木駅の駅長さんの管下に入っているということで、管理上板倉の駅への自由通路等への設置は無理だというようなお話もいただいているところではございますが、そのような課題等の解決方法については、先進地等について調査、事例等を研

究の上、検討できればなというふうにご考えてございます。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。無理だから無理だからではなく、皆さんの町民の希望もありますので、そういうところに一歩やっていただくと、これはぜひやってもらいたいと思っておりますので、その辺でよろしく願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、コミュニティバスについて質問させていただきたいと思っております。無料のコミュニティバスが板倉町は現在走っていると思っております。このバスの利用者がどうも少ないのではないのかなというお話のほうを聞いておりますけれども、実態はどうなのでしょう、その辺質問させていただきたいと思っております。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、ただいまの藪之本議員さんのご質問についてお答えしたいと思います。

コミュニティバスの利用実態ということでお答えをさせていただきたいと思っております。コミュニティバスにつきましては、令和3年3月31日をもって廃止をされました公共路線バス、館林明和板倉線の代替の交通手段として令和3年4月1日より運行を開始しております。朝と夕方の便につきましては、板倉東洋大前駅西口から板倉町役場間を運行しております。日中便につきましては、板倉東洋大前駅西口からアゼリアモール間を経路として平日に往復、7便の運行をしているところでございます。

利用者の実績につきましては、運行初年度の令和3年度が242日の運行で利用者数3,699人、1日当たりの平均利用者数15人、令和4年度においては243日の運行で5,325人、1日当たりの乗車数平均21人で行ってまいりました。以前の公共路線バスと運行日数、公共路線バスは土曜日でも運行しておりましたが、コミュニティバスは原則平日のみということで、金曜日までとなっていることや、運行便数の違い等もありますので、単純な比較はできないかなと思っておりますが、1便当たりの利用者数として申し上げますと、公共路線バスが、これは令和元年度の実績ということなのですが、コロナの影響を受ける前の実績ということでご理解いただければと思っておりますが、1便当たり3.3人の利用でございました。それに対しまして令和4年度、昨年度のコミュニティバスの実績を申し上げますと、1便当たり3.1人ということでございます。以前の公共路線バスと比較しても、ほぼ同様の利用をいただいているものと思っております。コミュニティバスにつきましては、運行以来、通勤通学、また通院や役場来庁時など、その他買物利用客の貴重な交通手段としての役割を果たしているものと思っております。

以上でございます。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。廃線後のカバーをしているという位置づけでただいま運行していると思うのですが、有料のバス、廃線されてしまったのは、おそらく乗降数が少ないからという意味合いで廃線されたのかなとは私的には思うのですが、それと同じものを板倉町で同じように町を運行しているわけですので、多いかという私的に思うと、少ない人数を年間これ経費が大体600万円ぐらいかかっているかと思うのです。それに対して1日、昨年度ですと平均21人ぐらいですか、この辺がどうなのかと私的にも思いますし、町の中で走っているバスを皆さんが見ていると思うのですが、実際に本当に活用されているのかと、そういう疑問も出てきております中で、これもちょっと活用すべき

ではないのかなというふうに思うのです。実際に使っている方たちの利便性を考えて、もうこういうふうにもうちょっと改善したほうがいいのではないのかなというアンケートとか利用者の声は、アンケート的にもいいのですけれども、聞いたことはありますか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

乗降客に対してアンケートという形で行っているものはないというふうに認識しております。ただ、地元の行政区長や議員の皆様等から様々なご意見をいただいております。そのご意見をいただいた中で可能なものについては取り入れて改善するように努めているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。実際に乗る方の意見というのがとても大事になってくるとお思いますので、実際に乗る方の意見というのをもっともっと取り入れていくべきかなと思います。その中で一つよく言われていたのが、近くを通っているのにバス停までが遠いということで、無料のコミュニティバスに使えるのだよという方なんかの意見も確かに聞いておまして、調べますと一部フリー乗降区間というのを設けてはあります。ただ、どうしても中間地点がまだバス停まで行かないとというのがあるのですけれども、全区間フリー乗降にすることは可能ですか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

ただいまのご質問、全区間をフリー乗降にできないかというご質問でございますが、公共路線バスは公道を使って運行しております。当然事故の危険性とか、そういうものを常にはらんで運行しているものでございます。その中で、現在フリー乗降を行っている区間が東地区の季楽里のバス停から南地区の上五箇までの区間、また岩田のバス停から岩田、松崎というバス停の区間がフリー乗降で運行しておりますが、それ以外の、この区間につきましては交通量が少なく、バスが安全に停車できる区間ということで、ここではフリー乗降を行っております。それ以外の区間につきましては、県道を利用していたり交通量が多いということで、安全な停車、それから乗降、この安全性が確保できないということで、この区間については従来どおりのバス停での乗降をお願いしているということでやっておりますので、この路線の中で安全に停車ができる区間については、現在フリー乗降として対応しておりますので、それ以外の区間ではちょっと難しいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。そうですね、危険な箇所では確かに急に止まったりとか乗降すると、やはり利便性より命のほうが大事ですので、その辺はありがとうございます。

それから、コミュニティバスのことでもう一つよく言われていたのが、子供たちの交通の足のことです。せっかくコミュニティバス通っているのですけれども、高齢者の方たちが多分メインになってしまっている

現状ではあるとは思いますが、これ子供たちももう少し使えるようにどうにかならないかと、そういう声もすごく来ておまして、コミュニティバスに合わせるべきなのかどうかはちょっとまだ私のほうでも検討して調べていたりしている最中ではございますけれども、例えば公民館を回る、もしくは児童館に行きたい、そういう子供たちがどうやったらうまく活用できるのかなと。そこに例えばバスがある、土日はコミュニティバスが使っていない、そういったものをうまく使えたら、子供たちもしくはお母さんたち、高齢者ばかりでなくいろんな方たちが公民館へ行ったり公園回ったり、そういうルートにもできるのではないのかなと私的にも思いますし、そういう意見も出ているのですけれども、町的にはそういった声に対してはどのようにお考えでしょうか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

この現在運行しておりますコミュニティバスの目的につきましては、高齢者等交通弱者、また通勤通学、高齢者だけではなく高校生や、またお勤めの方も利用しているという実態がございます。そのような交通の弱者の福祉的な意味合いの事業でございますので、町が管理運行を行っておりますので、安全性やその管理体制の面から、開庁日以外の土曜日、日曜日にこのコミュニティバスを、例えば子供たちの公民館、児童館への足としての運行というのは困難な状況であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。そうですね、今は確かに難しいことかもしれないのですけれども、今後これは課題の一つになってくるのかなと思いますので、無理無理とは言わずに、これはどんどん子供たちの足、やはり板倉町はすごい広いではないですか。どうしても向こう側の地域に、公民館集まろうとかで行きたくても、お母さんが送っていけないおうちとかもいらっしゃいますので、そういった子供たちとか、あとは児童館1つしかないですから、児童館に行きたくてもちょっと自転車では行けないなどという、そういう子供たちも結構いらっしゃいますので、そういった面も含めて今後もう少し課題に上げていってもらいたいかなと思います。その点よろしく願いいたします。

では、続きまして、次に移らせていただきたいと思います。クビアカツヤカミキリの駆除について質問させていただきます。クビアカツヤカミキリの被害が年々深刻化している中で、こちらは早期発見、早期駆除を徹底すれば被害を最小限に抑えることが可能とされています。これは、町担当の方だけではどうしても無理なことだと思いますので、これは住民と協力してやっていかないといけないと私は思います。そんな中で、クビアカツヤカミキリ駆除奨励金交付制度、こういったものがいろんな地域でもやっているのですけれども、こういったものを実施する考えはないかということでお聞きしたいかと思っております。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、クビアカツヤカミキリとの関係でございますけれども、桜でありますとか梅、桃、いわゆるバラ科の樹木に寄生するといったような昆虫になってございまして、平成30年1月15日付で特定外来生物に指定され

ているところでございます。ということでございますので、飼育や生きたまま持ち運ぶことがまず禁止をされているということに留意をしなければいけないということになります。群馬県内におきましては、平成27年7月に館林において確認をされて以降、東部地域で発生が拡大をしているというような状況がございます。令和4年度の被害状況調査では、県内15市町村で7,596本の樹木被害が確認されているところでございます。こちらは6月5日月曜日の上毛新聞の報道にもあったところです。

当町におきましては、実は桜の立地の条件、立地場所が他市町とは少し異なっていることに着目をしているところです。いわゆる河川区域でありますとか堤防、河川区域というのは谷田川の右岸でありますとか左岸、それと群馬の水郷であったりということになります。また、堤防でいいますと古利根の堤防というのがございますけれども、そちらのほうに桜が植わっているというような状況があります。そういうところでありまして、そこに危険箇所というふうにちょっと示させていただきますけれども、危険箇所に多く見受けられることもあり、事故防止の観点から駆除奨励金交付事業は行っていないというような状況でございます。この今ちょっと申し上げました危険箇所、なぜ危険箇所というふうに言うのというようなところでありますけれども、河川区域であったり堤防でございますので、まず傾斜がある場所でありましたり水辺付近というようなところであるかなというふうにご考慮しております。また、例えば子供を例に挙げますと、虫取り、昆虫取りが好きなら、例えば夢中になってしまって夕暮れ、特にこういう昆虫が出るのが夏の時期ということになっておりますので、夕暮れに出かけることもあり得るというようなところであったり、いわゆる人里離れた場所でありまして、不審者が出没するような場所というようなところに桜が多く見受けられることから、事故防止の観点ということで、その奨励金事業は行っていないというような状況でございます。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。板倉町の桜の植えてある場所ということで、やはり配慮していただいたのかとは思いますが、しかし、カミキリムシは、これ1匹いるだけで相当増えていくのも事実です。これ国からも県からも、もうどんどん駆除するようにと。自治体ももうその努力義務になっている中で、板倉町としてはどのような駆除対策されているのか、お答えいただけたらと思います。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

今、危険箇所といいますが、そういう立地のお話をさせていただきましたが、もう一つちょっとお話をさせていただきたいことがありまして、その特定外来生物であるがゆえに持ち運びができないというようなことから、今、藪之本議員さんがおっしゃるように捕殺というのが有効な手段という一つあるのですが、その一方で、害虫とはいえ捕殺をすることにやはり抵抗感を持つ方というのが一定数いることも事実でございます。以前、私教育委員会におりましたので、小学校におりました校長先生とお話する機会なんかもありまして、学校現場では命の大切さを教えている中、積極的に子供たちが捕殺に取り組むのはどうなのかなといったような声も耳にしたことがございます。その学校での教育というのは、がん教育であったり自殺予防であったり道徳の中での人権教育というようなことで、命を大切にというような話も聞いております。これらのことから、当町におけるクビアカツヤカミキリの対策につきましては、捕殺駆除に主を置くことなく樹幹への薬剤注入、それと樹木への薬剤散布、加えまして、枯死しました老木関係、樹木を計画的に伐採

していくなどを中心に効率的に対策ということで進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。確かにあの大きな虫を1匹ずつ殺すというのは、命を殺すというのももちろんそうですし、あれを殺すのも確かに抵抗ある方ももちろんいますので、なかなか難しいという方ももちろんいますよね。その中で、先ほどもおっしゃっていただいたとおり、木の中の幼虫を駆除する方法ですか、それが今主に行われているとおっしゃっていたのですけれども、町の木ばかりではなく、もう被害が一般の家庭の庭先、板倉町ですと結構土地がありまして、皆さん庭先、土地のある方ですと桜をはじめ家庭菜園で桃とか梨とかそういった果樹園というか果樹、作っている方が結構いらっしゃいます。そういう方たちにお話を聞いても、やはりもう被害を受け始めていると。「町のほうにちょっと問い合わせたらば、「どうしたらいい」と聞いたらば、「薬剤入れるか伐採してください」、そういうふうに言われました」と言われて、でもその方やはり一人暮らしの女性の方で、「じゃ薬剤どうやって入れるの。いや、自分じゃ無理ですよ」と。「じゃ切るってどうするの」、「いや、自分で業者頼んでください」。そういう感じで自分で業者を頼んで切ったということがありまして、その方は切ったからいいのですけれども、普通に考えて、自分ちの庭先の今までなっていた果物を切らなければいけないといったときに、皆さん多分そうそうすぐ切らないですよ。枯れるまでちょっと見てしまおうかなとか、成虫出たらもうちょっとばっばでやってしまえばいいかなぐらいで思う方ももちろん多いのです。そんな中で、これはやはり住民個人にやってくださいねではなくて、やはりここは町と住民が協力して、例えば近隣の自治体でも始まっているのですけれども、もう見たらば、ではそれ木に注入は一般家庭の人では無理だから町がやりますよとか、そういったやはり連携するべきではないのかなと。そうしないとどんどん被害が広まっていっていきます。私の自治体のほうの公園も桜がもう何本も切り倒されて、板倉の花ですよ、桜の花は。あれがなくなっていくのも寂しいではないですか。そこはやはりもうちょっと予算をしっかりと立てて、住民にやってください、見たら教えてくださいではなくて、例えばもうネットを配布するとか、注入は町でするから、もうどんどん教えてくださいとか、そういった体制も一緒に、できない人もいるわけですから、やっていくべきなのかなと思います。いかがでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答えを申し上げます。

町民にご協力をというふうな話でございますけれども、やはり公共的な部分とそういう個人、私的な部分というのは一定の線引きというのはある程度しなければいけないのかなというふうな考えているところでございます。とはいえ、やはり町民の協力というのには必要でございますので、これまでの周知については、どちらかというとクビアカツヤカミキリの生体でありますとか被害の概要みたいなものを中心に周知をしてきました。今後はそういったことだけではなく、被害の進捗状況であったり町でできる対策等について、より詳しい内容についても周知をしていくよう検討してまいりたいと思います。また、これまで同様、町ホームページ、広報紙、回覧、各媒体でいろんな媒体を通じて周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 藪之本さんの質問もごもっともなところもあるということで、慎重に伺ってきているわけですが、一つは、板倉町がなぜ子供たちの奨励金みたいな捕獲作戦の、特に対象を子供たちにと。これは、館林が一番早く始めた。始めたときにすぐ即座に、これは我々は全部そういう情報は、それを分析するわけですが、さっき話したように。まず、先ほど言った青パトが今板倉町を回っていますよね。議員の皆さんも、ありがたいわけですが、青パトがなぜ回っているかという、子供が放課時間からちかんが出るとか、蛭田、水郷公園、例えば今言ったそれを総合的に離山公園とか下五箇の土手の上とか、桜が植えてあるところは、ある意味では危険区域でもあると。子供が1匹50円、10匹採れば500円、20匹採れば1,000円と。中にはお金に目がくらまない人もいるかもしれないですが、子供がゆえに毎日、学校が閉まってからもうカバンをぼっぼり投げてというか放り投げて、お金に走ったりして、夕方何時になっても例えば帰らない、親の心配も起こるかもしれない。あるいはそこが水辺で、ちょっともう虫がいないからなんていって、魚釣りがある時間ならいいけれども、いない時間にのぞき込んで落っこったりと、そういう究極的なものまでやはり判断をした上で、我が町は子供は使わないと。

もっと大事なことは、それは館林は使っているのですから、館林と相反することも言いづらいのですが、私も毒物、劇物の取扱い者の免許も持っています。ガソリンスタンド開設免許も持っています、危険物も。いわゆる捕獲だけではもちろん駄目なのです。毒物だけでも駄目なの。毒物も相当厳しい、激しい毒物を使うのです。それでも効かないから、思いのほか理論どおりに効かないから、虫はそれをなめても生きてはい出てくるわけ。それを手で素手で採ったり、それはもしかしたら相当想像もしないような高濃度のものを注入しているわけですから、それを子供が手袋、ゴム手袋をちゃんとはめてとかという指導したとて、それののっつてやってくればいいのか、様々な角度から考えることに対して、子供はあまりそういったものにはということで、取れる方法としては薬剤注入ということは先ほども出たわけですがけれども、それを主にやっております。

それから、年々広がっているとありますが、これは郡内の町長同士でも常にそういう話題は出ます。千代田町の高橋町長、これは植木屋さんの社長でありまして、まさに全ての果樹の樹木や植木物、桜も含めて。桜の寿命というのが大体35年から50年、何がなくても大体枯れていくと。最大のいわゆるクビアカに対しての方法は、薬使っても駄目だよ、捕獲だって駄目だよと。出てきても卵を産んであるのだからと。結局は枯れるときには枯れるから、もうある程度の年になったら、例えばここに植えてあって、ここに植えてあって、やがてはこの2本も枯れるだろうとしたら、ここへ苗木を植えておくことが一番簡単なことかなという、例えば千代田の町長さん、専門家の立場からそういう論理。だから、薬剤の使用量をそれでも使っているのは板倉町が一番かもしれません。千代田町さんなんか専門家ですけども、取りあえずやっていないといっている自治体としてはあれだから、でも実態を考えればそんなものであろうから、最低で100万円ぐらいしか使っていないのです。そういう自治体同士もどういう判断をし、対外的にはどういう広報をしているか、でも実態はどう考えているか。実態はうちのほうは薬は使っていないよといっても、購入量を調べれば莫大に使っている自治体もあつたり、非常にその虚偽的なものとか体面とかいろんなもので広報なんかも成り立ちますから、できるだけそれを慎重に真剣に対応して、それにプラスして、残念ながら危険区域ということに

さらに加えると、県の堤防ですから、谷田川の堤防も全て。3回、4回刈っていただきたいと県に要望しているのですが、2回しか刈りません。桜の木の周りだけは1回余計、板倉町は錢を出して町の単費で、県の堤防に対して刈取りしているのですが、桜の木の幹はこころぐらいまで伸びてしまうのです。そうすると、この根元に蜂の巣があったり、だからはっきり言って子供たちを危険な場所にやらないでもらいたいというむしろPRをしたいくらいなのです。若いお母さん方は、子供は1人で育つだろうと考えるかもしれない。それは、先ほどの公民館巡りのバス、児童館にも行きたいと。それは気持ちは分かりますけれども、一定の大きい子は児童館には行きません。中途半端な小さい子的な者が、小学4、5年まで、それをうちへ帰ってから保護者観察なしで、好きにバスへ乗って、北へ行っているのだから南へ行っているのだから分からない状態で望ましいかどうかということも考えざるを得ないということも含め、今回の例えば藪之本氏の質問に対して、我々も答弁をするために相当突っ込んだ話し合いをしながら、答弁をしたとおりの形になっております。

そういうことで、ピアノ等も藪之本氏の質問で、私自身がいわゆる板倉町、何、学校が、3年も4年も統合して空き教室になっているのに、ピアノがあるの、全部片づけたと思っているわけ。だから、非常にインパクトのあるありがたい質問だなと。早速調査しなさい。そうしたら、2つの学校で5台も6台もあるということでしょう。片や議員の言うには、西小学校のピアノもぼろだと。あるいは東のあそこにも大谷石の倉庫、自然館も使えないに近いピアノだと。では、それは誰がそういう表現をしているのだと。少なくとも公として置いてあるピアノは、それは世界的ピアニストがはたくピアノと、そういう方からすればぼろかもしれませんし、でも少なくとも公の場所に置いてあるピアノについては調律もして、調律士がこのピアノを使っていたのでは子供の音感が狂ってしまいますから買い換えなさいというぐらいのものは一つもないわけ。ということも含め、では子供たちが各家庭で使っているピアノは、調律はしているけれどもぼろではないのかどうかということも考えたときに、ではそのまずはいわゆる公の施設に置いてあるピアノを、いいピアノではないということではあれば分かるけれども、ぼろだというような表現をされるということは、行政としても恥だと。徹底的にちゃんとぼろなのかどうか調べなさいという結果が、決していいピアノでもないけれどもとか、あるいはこれは使い物にならないピアノだとか、そういう結論が出て、この先、できれば調律できるものと、もう調律しても無駄なものと。まず第一に、使用する必要の台数よりも台数がいっぱいあるわけですから、そういったものをまさにご指摘のとおり調律も何もしないでただ置きっ放しかと。これの有効活用をしなさいとかということについて、非常に我々は参考にしながら、また公としてやってあるものは一定の批判に耐えるものを、そのために管理しているわけですから、それが話にならないほどひどい状態で例えば置いておくとすれば、それはピアノに限らず、それを自治体として恥になるわけです。管理がしっかりと行き届いていない。そういう意味では、今回の議員の質問は、非常に我々にとっては大きな参考にはなる

ただし、考え方が相違、違いがあるところについては、申し上げました理由を質問する側は理解ができるかどうかは分からないけれども、それなりに理由があって、ほかのまちで例えば明和が100円、カミキリで言えば。館林は50円、1年間で何匹捕殺し、どのくらいそれに対して費用がかかっているとか、全部調査を一応した上で、その上で、果たしてでは我が町が、では子供が1人、例えばお金に目がくらんでという言い方はまずいかもかもしれませんが、その行動をして、その結果、蜂に刺されて医者に行ったなんていったら、

では片や今度はそれに対する非難はどうかとか、夜、夕方になっても帰ってこないけれども、極端に言えば人探しをしなくてはならないからどうするかとかという問題も起こったときに、その親御さんとしてそういう自己管理、自分の子供に対する管理も、ですからそういうことを制度をやるのであれば、親子同伴でとか、必ず条件がついていくことに対して、親の同意ができるかどうかということも含め、様々な問題もあるということも含めながら、それとあとは個人と公の区別、それは区別なく板倉町の町民ですから、全部やってやることは理想論としてはすばらしいと思いますが、役場の職員が今だって手いっぱいなのだけれども、それを職員がやるということになればできないし、それは専門の委託業者になります。普通の価格とべらぼうに違いますから、それは皆さんから全部吸い上げる以外にないのです。

そういった総合的な観点からも、理想はこうあるべきだということも我々も承知をしておりますが、それに対して現状では、今の方法でいかざるを得ないなとか、そういった判断で、答弁には不満かもしれませんが、今のところはそういうことであります。ただ、貴重な提言としてこれからさらにその現状をどう変えていくかということについてはさらに勉強し続けると、そういう総合的な答えになっていると思います。よろしくをお願いします。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

続きまして、情報の発信について質問させていただきたいと思います。こちらは板倉町にもっと関心を持ってもらうために、今皆さんが持っている携帯電話やインターネットを使ってラインやフェイスブック、インスタグラムなど、そういったもののSNSなどを活用した情報の発信を取り入れる考えはないかということで質問させていただきたいと思います。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、ただいまのご質問についてお答えをしたいと思います。

ラインやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSを活用した情報の発信ということでございますが、近年やはりライン、このようなSNSと呼ばれるものにつきましては、スマートフォンの普及に伴いまして、身近な情報伝達手段として広く普及をしているというふうに認識しております。このSNSにつきましては、近隣の自治体におきましても行政情報、また防災情報、観光情報等様々な情報発信を始めているということも認識をしているところでございます。

また、板倉町におきましても、現在導入に向けて検討をしているというところが現状でございます。具体的には、近隣自治体の活用状況や運用開始後の問題点や課題、また効果、住民の皆様の反応など、またそのような先事例の情報を収集いたしまして、費用対効果も含めた検討を今進めているというところでございます。

以上でございます。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。確かに近隣の自治体でも皆さん個人的にでもですし、町としてでもラインとかフェイスブック、すごい活用されて町の情報はすごい発信しています。板倉町も、見ますと色々な情報を発信はしております。先日も広報紙に載っていましたQRコード、あちらを確認し

ましたらば、すごく楽しいイメージの写真とか、硬かったイメージが、だんだんみんなが読めるぐらいまで柔らかくなっているのかなという気がすごくしているのですけれども、実際板倉町が発信しているものは、どうしても広報紙であったりとかお知らせメールといった町民向けの方がすごくまだまだ多いのかなという認識があるのです。町民の方は自分たちが住んでいるわけですから、必要なれば情報を知る手段は分かっていますけれども、やはり板倉町を知らない人、板倉町の魅力を知らない人たちにどんどんPRしていく、これが今後の課題になっているのかなと思っております。板倉はどこ、何という人たちにも、何もしなくてもやはり情報が入ってくるというのがラインであったりとかフェイスブックなんていうこういうツールがありますので、こういうのを活用して、板倉町はまだまだすごいっぱいいところあるのです。そういうのを何で情報発信しないのかなと、いつも私たちも思っていますし、例えば小さなことだと、板倉町の例えば自慢ですとおいしい給食、皆さん言っていますよね、食べたことある方とか学校の先生たちも言うのですけれども、群馬県でもトップクラスのおいしい給食だと言われているのですけれども、ああいったものが多分町民の人たちも知らない情報なのです。そういったものを町内だけでなくそういった活用をして、板倉町はこんなおいしいものを食べているのですよ、これも地元の農家さんたちが作った地産地消でやっています、しかもそれが何とみんな無料で食べられるのですなんていう、こういう誇らしい情報というのですか、こういうのを硬いお知らせメールとか情動的なものではなくてさらっと流せるような、皆さんがさらっと目につくような情報でどんどん提供すべきかと思えます。ラインというふうに固定しなくていいのですけれども、何かそういうツールで板倉町の魅力をぜひアピールすべきかと思っております。いかがでしょうか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

ただいまこのSNSの活用につきましては検討をしているということでお答えをさせていただきました。それを町のPRに有効に活用していただきたいというようなお話かと思いますが、やはり当然始めるに当たっては、町の魅力向上につながるような発信を心がけていければなというふうには考えておりますが、SNSについては、メリットばかりではなくデメリットも当然あります。そういう危険性もはらんでいるというのも十分周知しながら体制を整備しながら、今後町の魅力の向上、PRに努めていきたいというふうに思えます。よろしく願いいたします。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議員のご指摘は、私はごもっともだと思っております。例えばケーブルテレビや全くこういったものとは媒体が違うけれども、それでも郡内というか栃木ケーブルに入っているのは邑楽町、大泉町を除いて全部だよ。それを我が町の私も比較してずっともちろん、暇なときにはいろんなものも見ていますが、それは私の責任にもなるのかなとも思いつつ、課長会議も含めて職員にいつも伝えようということで、地域性なのか、例えば板倉中学の子供、学校の先生が、教育長も多分言うと思うけれども、非常に素直でいい子だとか、どちらかというと言われたことは何となく硬くはやるけれども、自ら発信するとか自ら動くとかという面は、聞きようによると欠けているみたいな。先生、どうなのだ、性格はいいと言うけれども、では板中の成績はどうなのとか、板倉の子供はほかの学校に比べて何が優れていて何が悪いのとか、はっきり

言ってもらわないと分からないなんてよく言うのですけれども、そういった意味で、同じように私等が見て、板倉町のいわゆる情報発信というのは、今まさに藪之本氏が言われるように、郡内でも一番どっちかという上位ではないほうだなということで、積極的にもう少し軽く、ついこの間も新しい部署を何かやはり統合して、そういう新しいいわゆる媒体としてのこういったものを全部するしないは別としても、何が適しているかから始まって、適している機器をたとえ選んだにしても、何をその情報を載せるかという判断は人間ですから、そういうものについて、もう少ししっかりと、これからまさに情報の時代だから、どっちかというを受けて、硬く守っていくという、私はそういう比較的性格なのですけれども、また片や、先ほどは町長の責任もあるのかなと自分で考えるときもあるということは、片やあまり守りを考えずに、最大の防御は攻めなんて言葉があるでしょう。そういったことを含めて一番情報関係、それが最も如実に現れているかどうかを見るのにふるさと納税みたいなものもどうしてもやはり、それを最後はいろいろやった結果として我が町になかなか、昨日も言ったように、こういう問題がある、こういう名物が出ないとかいろいろあるのですが、それでもめげずに、では群馬県だってどの市町村だってそんなにほかがみんなあってうちだけがないなんてことはないだろうということも含め、機会を見つけて遠くまで人材も派遣しているとか、昨日そんなお話もしましたが、そういう意味ではせっかくのそういうご質問の提起を真っ正面から受け止めて、来年新年度には部署として新しく編成するか、取りあえずでもそれがこれからの大きな町の財産にもなる可能性もあるし、何といてもPRをしなければということで、感謝をしながらそういった指示もしたところであります。個人的にも暇だったらご教示をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。そうですね、板倉は本当に魅力でPRするところがいっぱいあります。いっぱいあります。すごい小さいことでも自慢に思えることいっぱいあるのですけれども、もし分からないようであれば、やはり町民の方たち皆さん結構知っているのです。なので、そういう協力、お互い町と住民と協力してやっていくのも今後はありだと思しますので、その辺もぜひ進めていくべきかと思えます。

ありがとうございます。これで全て質問終わりです。

○小林武雄議長 よろしいですか。

○2番 藪之本佳奈子議員 はい。大丈夫です。ありがとうございます。

○小林武雄議長 以上で藪之本佳奈子議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

11時15分より再開します。

休 憩 (午前10時57分)

再 開 (午前11時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、青木文雄議員。

なお、質問時間は45分です。

青木文雄議員。

[4番 青木文雄議員登壇]

○4番 青木文雄議員 4番、青木文雄です。通告に基づき質問させていただきます。

令和4年度のふるさと納税の件数が813件、この意味は、板倉町を応援してくれる人が1件でもあればうれしい。それが813件あったということだと思ふのです。件数イコール人数ではないけれども、板倉町を応援してくれる人が1人いたら、813人も応援してくれるとなったら、こんなうれしいことはない。ふるさとチョイスを最近よく見ます。そこから板倉町のふるさと納税に入ります。そこから板倉町の中の使い道に入ります。そうすると応援メッセージというのがありました。町の活性化を期待します。頑張ってください。ふるさとを愛し、末永く安心して暮らせるまちづくりをしてください。このメッセージを読んで僕はうれしくなりました。もちろん顔も年代もお話することもできないのだけれども、このメッセージに託していることが伝わってきて、元気1年分もらったような気がいたしました。

それでは、入ります。総務省のほうで2023年8月1日、ふるさと納税に関する現況調査結果を発表しています。2020年度のふるさと納税の実績は9,654億円、件数は5,184万件、ともに2021年度比1.2倍になっています。これは、3年連続過去最高を更新しています。グラフを見ますと、もうこんな感じでとんとん、とんとんと、そういうグラフが出てきます。

そこで、当町のふるさと納税に対する現状はどうなっているか。実績あるいは件数、使い道の指定、上位は何なのか、返礼品、人気の品は何かと、ふるさと納税実質黒字か赤字かなどの状況を伺います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

ご質問、令和4年度の板倉町の実績はというところで、まずは受入れ件数、それと受入金額等についてお答えしたいと思います。令和4年度板倉町がいただきましたふるさと納税額の実績、受入れ件数が813件、受入金額1,907万3,000円でございます。これは受け入れた件数、額でございます。議員先ほど総務省のほうで発表があったというご発言がございまして、8月1日に公表になりました。そこから数字を持ってきましてけれども、幾つか紹介をしたいと思います。

逆に板倉の町民の方々が他の自治体に寄附した金額も明らかになってございます。令和4年度実績ですと約4,268万円です。こちらは、受け入れた額が1,907万3,000円に対して、町民の方はよその自治体に4,268万円ふるさと納税の実績がございまして、その影響によりまして、令和5年度今年度、昨年度町民の方がよその自治体にふるさと納税をしましたので、令和5年度本年度町民税への影響が出ております。そちらの額が1,966万円町民税が減少になってございます。改めますけれども、受け入れたふるさと納税は1,907万3,000円、町民の方が4,268万円寄附したことによりまして、本年度町民税の減少が1,966万円になります。ここまで見ますとプラス・マイナスかといいますと、ここではマイナスというような形になります。なお、新聞紙上またテレビ等で実質収支はどうだったかというような報道がなされておりますけれども、こちらの数値につきましては、減少となった額につきましては、翌年度令和6年度の普通交付税で減少した額の75%が措置をされるということになってございます。そういたしますと1,966万円町民税が減少になりますが、75%措置されるということで、減少額につきましては約492万円というふうになります。1,907万3,000円の

受入れがありましたけれども、当然返礼品ですとかポータルサイトの掲載料、いわゆる経費がかかってございます。1,907万3,000円のうち約901万円が経費となっておりますので、受入金額からそれを差し引きますと約1,006万円。1,006万円に対しまして町民税の減少額492万円、こちらを差し引きますと実質の収支、これを実質収支と言っていいかどうか分かりませんが、その数字ですと約514万円は一応黒字という形になります。これがテレビ、新聞等で各自治体の状況について公表されている数字、板倉町については実質は514万円が黒字だったということです。しかしながら、近年の傾向を見ておきますと、議員も連続でこういう上昇しているという形でございますので、令和2年、令和3年、令和4年、板倉町としては微増というふうに考えております。一方、町民の方々がほかの自治体にふるさと納税をされる額については、やはり急増している状況ですので、いずれ何も対策を施さないと、いわゆる逆転現象、赤字になる危険性を持っておりまして、何らかの対策を施さないといけないということで、本年度、係を挙げて取り組んでいる状況でございます。

まずはそこまでで、その後ちょっと1つずつご質問によってお答えするような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○伊藤良昭企画財政課長 では、いったんここで止めます。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。75%交付税で戻ってくるとしても、実際の数字を知っておかないといけないな。黒字というふうなお話をいただきましたけれども、ちょっと言葉は分からないのですけれども、これも何か競争というのか、もう町を挙げての総力戦というのか、そういったような何かことになってくるのかなという印象を持ったのですけれども、先に進みます。

次に、よろしいでしょうか。これも同じく総務省のほう、2017年に返礼品額の比率を寄附額の3割までにすると。それから、2018年には返礼品を原則として地場産品に限ると、こういった通達が出ています。このことが何か影響しているのかなというふうにはちょっと考えてはみたのですが、板倉町のここ数年のふるさと納税の実績、推移はずっと横ばいできています。この辺の横ばいになっている要因について伺います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

〔伊藤良昭企画財政課長登壇〕

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

町の受入れ実績、確かに横ばいの状況だと言ってよいと思います。ちなみに、平成27年度受入金額245万5,000円でした。こちらは、この当時ですと郡内でトップでした。27年度245万5,000円で郡内トップの状況です。28年度には1,430万2,000円に急増いたしました。こちらこの年度で邑楽郡内で2位に転落をしております。こちら28年何があったかといいますと、町民の皆さんもその自治体に寄附ができるというような制度にいったん変わっています。ですので、板倉町民の方も板倉町にふるさと納税ができるのですよという周知をいたしました。返礼品も返せたという状況です。あわせて、その返礼品については、たしか商工会の商品券を活用したというふうになってございます。続いて平成29年、1,626万円、28年からはやはり上がっています。30年が1,651万7,000円、令和元年度下がります。1,330万9,000円、ここで何が起こったかといいますと、やはり3割厳守というのと、ふるさと納税は自分が住んでいるまちにはできないよというような改正、それといわゆる商品券等の返礼品は駄目だよというようなことが重なりまして、令和元年度にはちょっと落ちたという形です。そこから令和2年が1,679万6,000円、令和3年1,657万6,000円、そして昨年が1,907万

3,000円というようなことになりますので、制度の変更によりまして当町ではちょっと横ばいの状況が続いているというようなことと判断をさせていただきます。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。先に進みます。

ふるさとチョイス、最近よく見ます。そうすると板倉町の返礼品というのは69件となっています。今、物から事というか、何か返礼品の中身がちょっといろいろ変わってきているのかなと見受けるのですが、例えばサービスを提供するという視点とか体験とか、そういったものがふるさと納税の返礼品の中に入ってきている。たしか新聞で見たときに、ダムなんかの特別放流が見られますよとか、こういうのはおもしろいのかもしれないなとかというのがありましたけれども、例えば板倉町の中でそういったものを考えると、例えば空き家の管理とか、あるいは小学校を1日だけ貸切りにするよとか、旧北とか南、あと農業体験とかというようなことを、もう少し追加していてもいいのではないかなというふうなことが思います。それから、事業所の協力をいただかなければできないのですけれども、定期便というアイテムをもっと増やすというのも考えていいのかなと。一般家庭の人では1年分どきさともらっても困ると。置く場所がないというふうな声があります。定期便ですと定期的に来るので、先ほど言いましたように事業者の協力を得られないとできないものなのですけれども、そういったことはできないかな。そうするともう少しどんどん返礼品の数を増やすことができる。今お話ししてきましたけれども、そういう点では返礼品の数を増やす考えが町にあるか伺います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

ふるさとチョイスを御覧いただきまして69品というお話がございました。冒頭の質問の中で、どんなものが人気があるのかというようなこともございましたので、ちょっと改めて回答いたしますけれども、やはり人気の商品につきましては、いわゆるサントリー商品、これがやはり板倉町の返礼品の中では上位1位になってございます。それとはあまり割合的には変わらないのですけれども、続いて日本グライダークラブの体験搭乗券、続いて大阪王将のギョウザ、こちらはイトアンドさんの子会社のほうのナインブロックさんという事業所のほうで提供いただいています。そのほか、第一石鹸さんの洗剤、ハンドソープ、それとJA邑楽館林農協さんの牛肉、豚肉と。続いて、これ昨年新たに提供いただきましたけれども、板倉ゴルフ場の利用券、この辺が人気となってございます。こちらだけで全体の約85%を占める人気ぶりということになってございます。先ほどその空き家の活用ですとか小学校の活用というお話もございましたけれども、中には返礼品としてお墓の清掃業務ですとか郵便局の見守りサービス等についても、一応商品としては用意をしているところでございます。令和4年度につきましては、板倉ゴルフ場の利用券のほか、うおとしさんの食事券等々、返礼品を増やす努力をいたしました。ちょっと珍しいところでは三県境のプレート、こちらを板倉町、加須市、栃木市さん、これ共同で返礼品として追加をしたところです。議員、事業者、町民の皆さんの協力が不可欠というご発言がございましたけれども、町ではその返礼品を増やす努力といたしまして、町のホームページ、また広報紙、これは年2回だったと思いますけれども、出品事業者、これは随時募集をしている

ところでございます。そのほかに現在協力をいただいています出品事業者の皆さんについては、さらなる返礼品の追加、いわゆる新たな返礼品の追加を提案をさせていただきまして検討いただいているところでございます。ご指摘の定期便等についても事業者の皆さんと検討をしているところでございまして、この11月あたりには、また返礼品が何品目か増加できるという見込みとなっているところでございます。今後におきましても、継続をいたしまして返礼品の増加に努めたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。先ほどからふるさとチョイスの話を何回もしていますけれども、今ですからネットを立ち上げると必ずチョイスがばあんといきなり出てきて、板倉町、ギョウザというのが出てきて、見ると食べたいなみたいな形になってくるのですけれども、そういった意味では返礼品の数が多いうのが人気というか、盛り上がるというか、そこから何か応援しようかなみたいになるのだと思うのです。ですから、ちょっとこの数は増やしたほうがいいかなと。よろしくお願いします。

次行きます。あと、またふるさとチョイスから見ると、当町の選べる使い道というのは6つ入っています。これもまた総務省の発表資料ですけれども、使途、選べる場合、使い道の上位、これも何かデータが出てまして、子ども・子育て分野が1,222億円、次に教育、人づくり分野が672億円と圧倒的に上位です。何に使ってほしいかというところはこの2つなのです。人づくり、要するに次世代をどうやって育てていくかという、そういった部分にやはり皆さんが一番選んでいるということです。これは、板倉町が6つ選んでいるというのは、当然この町の6つの方針の中から上がっているわけで、大事な部分なので、ちょっと皆さんとは意見交換、議論しなくてはいけないとは思いますが、町としての取組をこういうネットなんかの世界の場合には、この町はこんなふうにこのことを優先課題として取り組んでいるのだという形の見方というのか、そういうのもいいのかなという感じがします。ですから、今6つ上がっていますが、その辺のところを1回ちょっと変えてもいいのかな。自治体によってはそれが10個ぐらいたったとあるところもありますし、まるっきり1個しかない、その1個も町にお任せだけとかいろいろあります。ちょっとこの辺は1回何か交通整理してもいいのかなというふうに思うのですけれども、町のお考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 ふるさと納税の指定寄附、いわゆる使途、使い道についてのご質問です。議員おっしゃるとおり5つの分野、それと使途の指定なしという1つを加えまして、6つの使途から選んでいただける今状況となつてございまして、どの分野が一番人気なのかというようなところを調べましたところ、やはり使い道の指定のない町政全般というところが1位でございまして、全体の約57%を占めておりました。続いて、順番的には教育文化、続いて生活環境、健康福祉、産業振興、都市基盤というような順位ではございました。議員おっしゃるとおり総合計画の方針に合わせたということで、当初はこの目的がいいのかなというふうなことで継続してまいりましたけれども、今ご提言をいただきまして、例えばですけれども、もう少し分かりやすい表現もいいのかなと。子ども・子育てないし教育、人づくりというような分類分け等については、今後継続して検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。何に使うかということがとても大事なところで、もちろん

町としてこういうものに使っていくというところがないといけないのだと思いますので、ちょっとこのところはみんなに見えるように少しご検討いただきたいと思います。

前に進みます。ふるさと納税をずっと見ていますと色々な形がありまして、僕は分からなかったのですが、こんなものもあるのかなと思ったのは、クラウドファンディング型のふるさと納税というのです。これは、目標額を決める、それから募集期間を定める、特定の事業にふるさと納税として募集をかけるというようなもので、今このプロジェクト総数は何か784事業ほどあるというようなことが、ちょっとネットで調べたら出ていました。つまり課題解決型の取組です。例えば群馬県を見てみますと、前橋市をアートの触れ合いのまちにしていくと。目標額1,000万円とか、あるいは山岳遭難対策用ドローン、それ目標800万円と。いついつまでかというと、そうすると毎日のようにどんどん、どんどん幾ら寄附がありましたというような数字がぼんぼん、ぼんぼん出てくるのです。これも一つの何か方法かなと思うのです。これは、だから板倉町にとっての特定の事業、これについて出してみるというのを一つの方法かなと思うのですけれども、この辺のクラウドファンディングの活用については、町の考えを伺います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 ご質問のガバメントクラウドファンディングというのでしょうか、クラウドファンディングにつきましては、不特定多数の人にインターネットなどを通じまして財源の提供を依頼するもの。その中でもガバメントクラウドファンディング、こちらは自治体がふるさと納税の制度を活用しまして寄附を募るものというふうな認識をしてございます。いわゆるふるさと納税型のクラウドファンディングというふうに言われているものでございます。こちら今784事業、全国で約337団体が既に活用しているという情報を得てございます。ジャンルの的には自然保護ですとか動物の保護というのが多いような印象がございますが、特定のイベント開催、そういうものも目立ってきている状況です。クラウドファンディングの場合、寄附先の自治体を選ぶ際に、返礼品が何かということで選ぶものではなくて、その自治体がどんな事業に力を入れて、どんな事業を推進していくのかというような、どこに力を入れていくのかというところに賛同を得て寄附をいただけるものと思います。要は目的重視ということを考えますと、今後事業の対象、またその目的などを考慮した上で検討できるかどうか、できるだけ活用できるような形で検討ができればというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。先に進みます。

ふるさと納税は何のためにあるのかということに係ってくるのですけれども、ふるさと納税でたくさんの方に応援していただくということのキーワードというのは、多分こちらにふるさと納税で板倉町を応援してくれるという人がわっという、我々は応援してほしい、そうするとそこをつなぐのはPRだと思うのです。先ほど情報の話も藪之本議員の中に出てきましたけれども、そのところをつなぐというのかな、板倉町のよさ、板倉町っていいよね、板倉町って人気だよ、そのところの交流です。だから応援しようというふうな形で入ってくるのだと思うのです。だから、その多分情報の差が一つの結果になっているのかなという思いがいたします。例えばアゼリアモール行くと、この間うれしくなったのは、我が町のふるさと納税のPRチラシがありました。私はうれしくなって、しばらくそこで座ってみていたら、後から来た方が早

速手に取ってじっと見ていたので、思わず説明しようかなと思ったのですけれども、ちょっとそれやってみるとやばいなと思って遠慮しましたけれども、そうやって何か応援してくれる人が増えてくるのだと思うのです。だから、これは僕の印象ですが、東京とか名古屋とか大阪とか大都市、神奈川の横浜だとか、そういうお金持ちが結構いるだろうというようなところから応募をしてくれているのだと思うのですけれども、実はもっと身近にいるのではないのかな、板倉町大好きだよ、板倉町応援したいなという人が。板倉町の周りに、この足元にもっといるのではないのかな、応援してくれる人が。そんなことを僕は最近問題意識を持っています。

そうすると、PRチラシはアゼリアモールにあることが大事なのだと思うのです。あそこいろんな人が来ますから、広報紙もちろん定期的に取りに来る人知っているけれども、あそこに必ず寄るのです。あそこのチラシばあっとみんな一通り目を通して行って持って帰るのです。あそこにある程度の数があればいいのかな。あと何かラジオでいろいろやったりとか、情報の仕方もあると思いますし、今まではちょっとPRが不足していないかなと、そういう意味でPR強化をする考えがあるかどうか伺います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 PR強化の考えについてお答えいたします。

まず、昨年度、また今年度の8月まででちょっとデータを取ってみました。1,101件の申込みに対しまして、申込みするときにアンケートの回答欄があるのですけれども、そこで312件の回答がございました。その回答については、板倉町へのふるさと納税をどこで知りましたかというアンケートについて312件の回答がございましたが、こちらはいわゆるインターネットの情報サイトで返礼品を探すサイト内で見つけて、この回答が約75%ありました。それと、家族、親族、友人、知人から聞いてという回答が8.3%ございました。板倉町のホームページを見てというのが残念ながら2.6%、圧倒的にインターネットのいわゆるふるさと納税の情報サイト、ここから入ってきているのかなというふうに思っております。

では、どちらの方が板倉町にふるさと納税をしていただいているのかということにつきましては、議員おっしゃるとおり東京、神奈川、埼玉、千葉、やはり大都市圏からふるさと納税の額は、件数も額もやはり多いという状況になっています。では、なぜふるさと納税をしてくれたのかというふるさと納税の動機ということでのアンケートの回答が、やはり322件ございましたが、こちら返礼品に魅力を感じたからと、この回答が約67%でした。次の順位が板倉町出身だからというのが10.6%、これは順位的には2位です。続いての回答が、税額控除できるからという回答が6.7%、上位3位がそのような状況になってございます。当然ながらそのポータルサイトについては、PRの重要なものだというふうな認識でございまして、現在4つのポータルサイトと契約をいたしておりますけれども、本年度中に4つ増やしまして、8つまで増やす計画で手続を進めているところでございます。チラシにつきましては、アゼリアモールのほか、板倉ゴルフ場、またうおとしさん、いわゆる県外の方が集まる場所、また返礼品の提供をいただいている事業者さんのところにはポスター、チラシのほうを配布をさせていただいております。そのほか、近隣でのいわゆるイベント、揚舟の会場ですとか今後から行われます遊水地まつりですとか、そのような会場についてもチラシのほうは配布をしている状況で、こちらについても今後継続していきたいと。PRについては、ちょっと板倉町これまでもしかすると下手なほうだったと。先ほど町長の発言もございましたけれども、この辺についてはやはり

今年度以降力を入れてまいりたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。企業版ふるさと納税の振興について伺います。板倉町の実績はございますか。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

平成28年の4月、企業版ふるさと納税が創設されて、これまでに1件企業版のふるさと納税をいただきました。令和3年度、生活協同組合コープぐんま様から30万円の寄附をいただいております。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。企業版ふるさと納税の中で、令和2年の10月に創設されているのが人材派遣型というのがあります。私もちょっと勉強したのですが、これ地方公共団体のメリットとしては専門知識を持ったノウハウの有する人材が来てくれると。あと、人件費については負担してくれると。それから、関係人口の創設とか拡大が期待できるというようなことが書いてありましたけれども、では具体的にどんなことをやっているのかなといったら、やはりある企業のほうから専門の移住促進分野でもってやってもらっているとか、それからDX、これをどんどん推進してもらって、アプリをどんどんつくってもらっているとか、あと観光分野でもってどんどん知恵を出してもらっているとか、何かいろんなふうな形で人材が来て、その自治体との人材等である種のシナジー効果がぼんぼん、ぼんぼんできているのだと思うのです。これも何か使い方によってはおもしろいかなと思ったのですが、この人材派遣型制度活用について、まだなじみがないのですけれども、どうなのか、お考えがあるか伺います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

企業版ふるさと納税の仕組みを活用いたしまして、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材を地方公共団体へ派遣するという制度でございますけれども、なかなか例がまだ少ない状況でございます。令和4年12月の時点にはなりますけれども、全国で派遣者数が30名でした。26団体となっております。そのうち群馬県では県への派遣者が1名、1団体の実績となっているということで、まだ全国的に見ましても活用の事例は少ない状況なのですけれども、制度等については、内容を研究の上、検討できればなというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。

先に進みます。最後の質問になります。子育て支援施策について伺います。保育園について一元化等の検討をしていることと思っておりますけれども、児童館について建て替え等の計画はあるか伺いたいと思います。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

児童館につきましては、現在のところ建て替え等の計画はございません。しかしながら、板倉町公共施設等の総合管理計画におきます個別施設計画といたしまして、子育て支援施設長寿命化計画というものがございしますが、こちらの計画を策定するに当たりまして、構造躯体と部位ごとの点検、評価を令和2年度に実施しております。その結果、板倉保育園、北保育園と同様でございますが、構造部材に著しい劣化が見られなかったものの、屋根や内外壁には経年劣化による損傷が広範囲に見られたという結果が出ております。この広範囲の損傷というのにつきましては、例えば屋根とかの広範囲のさびとかそういったものでございます。

また、それぞれの施設の建築年度を見ますと、板倉保育園、北保育園、両園ともに昭和45年に建築されております。また、児童館につきましては、3年後の昭和48年に建築されているという状況がございます。

以上のことを踏まえまして、施設の築年数、それと損傷状況等を踏まえるとともに、児童福祉施設としての優先度を考慮させていただいた上で、現在一園化をはじめとします様々な可能性を視野に入れて今後の公立保育園の在り方を検討するための調査活動を現在鋭意推進しているところでございますが、それに追随する形になるかとは思いますが、児童館の在り方についても今後検討していく必要があるということは認識させていただいている次第でございます。

以上です。

○小林武雄議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。ちょっと私も調べてみましたら、建物自体は1973年にできてまして、耐震診断が未実施ということになっていました。大分何か老朽化が著しいなど。そういった意味では、安全性のことを考えるとご検討いただいたほうがいいのかというふうに思って今日提案させてもらいました。よろしく願いいたします。

以上で私の質問は全部終わりました。どうもありがとうございます。まだ2分ありますが、以上です。ありがとうございます。

○小林武雄議長 よろしいですか。

○4番 青木文雄議員 はい。

○小林武雄議長 以上で青木文雄議員の一般質問が終了しました。

ここで議場準備のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時59分)

再 開 (午後 0時02分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について

○議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○小林武雄議長 日程第2、議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について及び日程第3、議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案を一括議題と

いたします。

この2議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました補正予算2議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について、議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案であり、昨日本会議の終了後に審査を行いました。

最初に、審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。議案第24号、議案第25号につきまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第24号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について及び議案第25号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号及び議案第25号の2議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第24号及び議案第25号の2議案につきまして一括で採決いたします。

本2議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第24号及び議案第25号の2議案は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月の15日午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 0時06分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 0 日)

令和5年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年9月15日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第26号 工事請負契約の締結について（令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）小保呂排水機場 排水機場施設整備工事）
- 日程第 2 議案第27号 工事請負契約の締結について（令和5年度道路メンテナンス補助事業 八間樋橋 橋梁撤去工事）
- 日程第 3 認定第 1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 令和4年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 請願第 1号 町道1330号線の拡幅整備について
- 日程第 9 報告 事務事業評価結果について
- 日程第10 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	須藤 稔	議員	2番	藪之本 佳奈子	議員
3番	尾澤 将樹	議員	4番	青木 文雄	議員
5番	小野田 富康	議員	6番	森田 義昭	議員
7番	亀井 伝吉	議員	8番	荒井 英世	議員
9番	延山 宗一	議員	10番	市川 初江	議員
11番	青木 秀夫	議員	12番	小林 武雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原 実	町長
中里 重義	副町長
赤坂 文弘	教育長
小林 桂樹	総務課長

伊藤良昭	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員 事務局 会長
橋本貴弘	農業委員 事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局 長
小野田裕之	庶務議事係 長
本田明子	行政庶務係 長兼 議事事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

産業建設生活常任委員長より委員会付託案件の審査報告及び予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告及び事務事業評価結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

また、町長から議案第26号及び議案第27号が提出されました。

お諮りいたします。これら2議案を日程に追加し、お手元に配付した議事日程(第3号)とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、2議案を日程に追加し、議事日程(第3号)とします。

これより日程に従い、議事を進めます。

○議案第26号 工事請負契約の締結について(令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業(防災減災機能等強化事業)小保呂排水機場 排水機場施設整備工事)

○小林武雄議長 日程第1、議案第26号 工事請負契約の締結について(令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業(防災減災機能等強化事業)小保呂排水機場 排水機場施設整備工事)を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。それでは、早速議長に取り上げていただきました議案第26号のご審議をお願いするわけであります。その提案理由を申し上げたいと思います。

工事請負契約の締結について。本案につきましては、令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業(防災減災機能等強化事業)小保呂排水機場 排水機場施設整備工事に伴う請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、先ほど申しあげました令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業(防災減災機能等強化事業)小保呂排水機場 排水機場施設整備工事でございます。工事場所は、板倉町大字板倉地内、契約の方法は、条件付一般競争入札でございます。予定価格は6,046万7,000円、うち消費税額は549万7,000円であります。契約金額は5,918万円、うち消費税額は538万円ということになっております。契約の相手方、群馬県館林市松原2丁目6-26、株式会社神寛、代表取締役、神谷晋太郎であります。

ということで、ご説明をただいま申し上げましたが、5,000万円以上、議会の承認が必要ということでご

ございますので、よろしくご審議をいただいた上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

改めてこの件につきの担当課長の説明は予定しておりません。ただいま申し上げた内容の契約でございます。よろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

それでは、議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議案第27号 工事請負契約の締結について（令和5年度道路メンテナンス補助事業
八間樋橋 橋梁撤去工事）

○小林武雄議長 日程第2、議案第27号 工事請負契約の締結について（令和5年度道路メンテナンス補助事業 八間樋橋 橋梁撤去工事）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ありがとうございます。

続いて、議案第27号をお願いいたします。同じく工事請負契約の締結でございます。本案につきましては、令和5年度道路メンテナンス補助事業、別名といいますか、言い換えると八間樋橋橋梁撤去工事に伴う請負契約を締結したいということに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定にのっとり、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、令和5年度道路メンテナンス補助事業 八間樋橋橋梁撤去工事でございます。工事場所は、板倉町大字大高嶋地先、契約の方法は、同じく条件付一般競争入札でございます。予定価格は5,859万7,000円、うち消費税額は532万7,000円であります。契約金額は4,653万円、うち消費税額423万円でございます。契約の相手方は、群馬県館林市野辺町956-1、坂本建設株式会社、代表取締役、坂本俊幸でございます。

以上、ご説明を申し上げました。26号と同じく、課長の説明は予定いたしておりません。内容はそういった内容の契約をしたいというふうに思っておりますので、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

それでは、議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第3号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第4号 令和4年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○小林武雄議長 日程第3、認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、認定第5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

〔森田義昭予算決算常任委員長登壇〕

○森田義昭予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました決算認定5議案につきましては、9月8日から13日まで4日間をかけて審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました5議案は、認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和4年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、各会計の担当課長、係長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。認定第1号から認定第5号の決算認定5議案につきましては、全て原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

ただいま委員長から報告のあった認定第1号 令和4年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号の5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより認定第1号から認定第5号までの5議案につきまして、一括で採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

○請願第1号 町道1330号線の拡幅整備について

○小林武雄議長 日程第8、請願第1号 町道1330号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願については、産業建設生活常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井産業建設生活常任委員長。

〔亀井伝吉産業建設生活常任委員長登壇〕

○亀井伝吉産業建設生活常任委員長 それでは、申し上げます。産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、9月6日に審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、請願第1号 町道1330号線の拡幅整備についてであります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、請願の趣旨及び内容を確認の上、委員全員で現地調査を行い、道路の現状や利用状況などの説明を受け、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。請願のあった町道1330号線は、現況幅員が非常に狭く、自動車や農耕車両等の通行に支障を来しており、緊急車両の進入や消防活動が困難な状況であります。また、道路排水機能がないため、豪雨時は道路が冠水します。

このような現状を総合的に勘案して審議した結果、本路線の拡幅整備を行うことで、住民等の利便性の向上が見込まれること、また隣接地権者の同意もあることから願意を妥当と認め、採択するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択となりました。

○報告 事務事業評価結果について

○小林武雄議長 日程第9、報告 事務事業評価結果についてを議題とし、予算決算常任委員長より報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

〔森田義昭予算決算常任委員長登壇〕

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、報告をいたします。

板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、令和5年8月24日に予算決算常任委員会を開催し、令和4年度実施事業の中から各常任委員会で選定した各3事業、全6事業について、事務事業評価を実施いたしました。

評価に当たっては、各常任委員会委員長が事業選定の趣旨を述べ、担当課長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、各委員が項目別評価の評価点を決定し、全員の評価点を合計して今後の方向性を3段階に分けました。

その結果、現状のまま継続すべき事業が1事業、見直しの上継続すべき事業が5事業、廃止すべき事業はありませんでした。

事業ごとの評価結果の詳細は、別紙の事務事業評価結果のとおりであります。この評価結果を予算決算常任委員会の合議として、次年度以降の予算編成に反映されるよう執行部へ提言していただきたくお願いいたします。

以上を申し上げ、報告といたします。

○小林武雄議長 以上で事務事業評価についての報告を終わります。

○閉会中の継続調査、審査について

○小林武雄議長 日程第10、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありません

か。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定しました。

○町長挨拶

○小林武雄議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 9月の6日水曜日から10日間にわたって開催された今9月定例議会、慎重審議をいただいたと思っております、その上、全議案、原案どおり可決をいただいたということで、まずはお礼を申し上げたいと思います。

新人議員さんにとっては、初めての決算議会ということで、一挙に事業内容や、それに関わる予算決算としての数字を見比べながらの検討、判断ということでお疲れのことであつたろうと思います。今後、内容的にボリュームがやや軽めの12月議会、ボリュームも含めて最も重要な3月議会と進んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

9月に入っても、ご承知のとおり今年は猛暑が続いておるといふことで、雨も降らない日も続いたということから、県内のダムも貯水率が50%を切ったところも見られたという一時点、議会の開会頃はそんな状況でもありました。したがって、取水制限の話も出始めたところでもありましたが、ちょうどその頃、台風が発生がやや乱立ぎみになり、10号、11号、12号、13号と立て続けに発生し、水防災に敏感な私の地域、当地域としては、その進路に不安な日々が続いておりましたが、案の定、13号が日本近海で発生し、台風になり、二、三日で発達しながら、東海、関東直撃コースをたどったということ、さらにはちょうど我が町付近を中心が通るコースとして最悪だなということでもありました。しかし、9月の7日午後5時、台風13号に対する警戒本部を立ち上げながらも、そして緊張の中、担当者会議も繰り返しましたが、幸い規模が小さかつたということ、996が多分一番気圧が下がった、発達した時期でもあつたろうと思いますが、当地域に近づくにつれ、温帯低気圧に変わり、特別何もなく通過したということで一安心したところであります。

しかし、一部線状降水帯や、その他の豪雨の、特に被害も千葉あるいは茨城県の日立市等々、日立市においてはご承知のとおり、東日本大震災で役場がやられ、建て替えたけれども、建て替えてまた何年もたたずに浸水をしてしまったということ、電気機器、重要な電機部品とか壊滅的な打撃も受けたというようなマスコミの報道もあつたようでありまして、さらにはやはり台風が1つ来るたびに、早朝を仕事としている新聞配達の若い30代、40代の皆様とか、何人かも今回、あの程度の台風でも命を落としたというようなこともあり、遮断された道路も崩れて、そんな被災もあつたようでもございまして、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、そんなに変わらない中で、モロッコでは9月8日にマグニチュード6.8、震度6前後の地震が起こり、9月の11日時点、約3,000人に近づく、あるいはそれ以上を越す勢いで犠牲者が、そして多くの負傷

者が発生しているということでありまして、また同じくリビアでは、砂漠の中での大洪水ということで、死者5,200人、不明1万人以上と言われ、被災者の実情がこれからさらに増加する可能性が心配されているわけでありまして。鉄筋の少ないれんが造り、同様の建物のように見受けられますので、瞬時に崩壊の様子がメディアでも流れておりましたし、大雨による2つのダムが決壊、ダムそのものも、いわゆる我が国のダムとは全然違う、鉄筋もどれだけ使われているか、れんがで積んだようなダムということですので、このような大きな被害が発生しているのだらうとも見受けられますが、そういう意味では、この被災者の拡大がこれ以上進まないことを祈念するものでありまして、同じくお見舞いを申し上げますところでありまして。

同時に、9月の13日、この10日間の審議中に、予想された内閣の改造も行われ、10月、11月にかけて内閣を改造したばかりですが、そうマスコミ等は見ているということ。一、二か月のうちに解散をにらんだという、そういった状況かと多くのマスコミや政治家、当事者はにらんでいるようでありまして。変化を力に変える内閣、いわゆる内閣を変えたその変化を、今までよりも力に、より大きな力に変える内閣と首相自らが名づけたようでありまして、その力を何に向けるかということで、それを例えばマスコミや評論家やSNS等々が発信をしているわけでありまして。力を変えて今の現状を打破しようということに対して、ヤフーのアンケートでは、91.5%が全く期待できないと、今度の顔ぶれには。それは皆さんも既に耳にしていると思いますが、今までの改造直後の数字にしては驚くほど評価の低い、全く期待できない、100人中91人がそう思っているというわけでありまして、そんな状況を見ると、引き続きのウクライナの侵略対策とか、日本を取り巻く、冒頭にも述べましたが、近隣諸国の情勢へのかじ取りとか、あるいは原発処理水の国内の問題をどう納得していくか、あるいはさせていくか、あるいは近隣諸国のそういった対応、それから物価の、何より物価高騰、低賃金の問題等々、待たなしの政策展開を国民は望んでいるということの反面、その対応力が、いわゆる内閣改造した新しい各大臣の、いわゆる発する所信に、全く熱気が感じられない、そういう改造人事であったというふうにも今のところ見られているようでありまして、そういう意味では国民に対して、特にそういった人事であっても、中には女性5人を入れた人事とか、あるいは重要な政治課題に対して特に、先ほど述べた一連の今の日本国に対する、日本内の事情の中でも特に物価高等々による社会の貧困化、賃金が上がらず、物価が上がるということで、運送業等々も含めて直接、間接に全ての国民が影響を受けているということで、これが最大の問題が第1番目だらうと言われておりますので、10月、11月までには経済対策と称してお金をばらまいて、ちょっと景気がよくなったとか、対応ができたということで任期が来たところで解散を打つというような判断であろうというのが多くのマスコミの分析でありまして、そういったことで、人気取りではなく、ぜひ徹底的に、そういう意味では担当大臣にはご活躍をいただきたいなというふうにも思っておるところでもあります。

そういう意味では、さらに貧困化、少子化、晩婚化という、いわゆる最大の世界の一番トップにある、そういった問題に対して、それを社会問題として強く受け止めていただいて、対応策を図っていただきたいなというふうにも思うわけでありまして。

また、話変わりますが、猛暑もさすがに、さすがの秋の彼岸も目前でありますので、だんだんしのぎやすくなってきているわけでありまして、同時に南地区からの稲の収穫も始まっています。秋野菜の収穫、作付、ハクサイやその他の秋野菜の、露地野菜の作付も繁忙期に入っておりますが、今年の夏の天候から推して、作柄はもちろん心配ではあります、状況もちろん、価格はどんなふうになるのだらうとか、米の価格も

現在どうなのだろうとか、気になるところでございます。

行政も4年ぶりに大きな影響を受けたコロナからの脱却を目指し、夏から秋、秋から初冬にかけてのイベントを含む各種事業の展開も、コロナ以前に近い形で視野に入ってきておりまして、そういったものを視野に入れながら、また併せて、いつものとおり、まだ10月いっぱい自然災害の可能性と向き合いながら頑張っ
てまいりますので、今後の事業展開と併せての議会、議員各位のご協力をよろしく願いたいという
ふうに思います。

散発的にコロナの発症も続いているようでありますので、体調に十分ご留意いただきながら、先ほどお決
めいただいた、議員自らお決めいただいた休会中の活動、次の議会に向けて休会中の活動が、皆さんが思う
ところがほとんど全てのジャンルにできるように、ただいま承認をいたしましたわけでありまして、その内容
は全て、先ほど議会運営委員長あるいは予算決算委員長の休会中の審査ということですね、そういった活動
に集約されておりますので、ぜひそれらを頭の中に入れていただいて、町の課題や、あるいは町民の思っ
ていることも含めて吸い上げながら、ただ届けるのではなく、それを自分が町民の代表者たる立場として、自
分がしゃくをした上で上げてくると。ただ住民がこう言っている、ああ言っているだけでは何の議員の価
値もないですから、そのために町民の代表者たる何百票、何千票をいただいた皆さんですので、自らの、い
わゆるスキャナーを通して、ぜひ問題提起も含め、あるいは解決処理をお願いしたいと思います。

夕べ、たまたま9時過ぎに、あるお宅から電話がありまして、うちの生け垣に蜂の巣があると。ブロック
に積み替えたいのだけれども、役場で銭を出してくれるのだってというふうな、いや、そんなことは多分な
いと思いますよと。境界線より中であればとか、難しい判断もする場合がありますが、基本的には個人の中
にあるものは個人の費用で対処していただくと。どこでそういった危ない仕事をしてくれるのかというこ
とであれば、それはおつなぎすることができるであろうということ、昨日10時頃、そのお宅に、さらに今
度は返信を送って、こういったところでやると。たまたまその例では、伊藤ビル管理、以前であれば町田養
蜂とかあったのですが、そんなことももしかしたら、季節柄、秋になると蜂のシーズンでもありますから、
話を聞いたときには、ですからそれらも含めて空き家対策等々も話題になりますが、空き家対策も、自分の
うちで自分で勝手に空き家をつくっているわけですから、町で補助金を出したらよろしいかなんて、さっき
進言もあったようですが、我々はそれらの進言を、皆さんの銭で全部還元するわけですから、それは
構わないですけれども、お金はそういう使い方によろしいのかどうかということも含め、それは議員自ら考
え方が全部違っててもよろしいわけですから、スキャナーを通した上、自分の考え方として述べていただく、
あるいは議会で議決を通した上で、そういった問題も対応していただくということがさらに肝要になってく
るであろうというふうに思います。

いろいろ申し上げましたが、皆様方のご協力で、予算議会、3月の議会に続いて大事なものは、これ否決さ
れても、極端に言うとも認められなくても、もう1年前に決裁が済んでいるものでありますから、それならそ
れで構わないということでもこれは押し切れる、9月はそういう議会であります。予算は絶対に認めてもら
わないとだけれども、これは認めてもらったものを使って、もう過ぎてしまっているわけだから、承認しよ
うがしまいが、もう終わったこと。だから、横っ面していつてしまえばという、9月の議会というのは、悪
く解釈するとそういった特色を持った議会ではありますが、でも我々もありのままを提示し、そして皆さんに
ありのまま、思うままをご審議いただいて、何とか原案どおりというのは我々にとってもありがたいことで

あります。

そういうことで、お世話になりましたが、またよろしく願い申し上げまして、ご挨拶いたします。大変ありがとうございます。

○閉会の宣告

○小林武雄議長 以上をもちまして令和5年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時36分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和5年11月6日

板倉町議会議長 小林 武 雄

①署名議員 小野田 富 康

②署名議員 森 田 義 昭